

令和3年度地域再生計画の評価等に関する調査
報告書

令和4年 3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

I.	調査の概要	1
1.	調査の概要	2
II.	認定計画の基本情報	4
1.	都道府県別認定計画数	5
2.	認定団体の概要	7
3.	認定計画の認定時期	8
4.	認定計画の計画期間	8
III.	認定計画に関する調査	9
1.	認定計画の地方版総合戦略との連動状況	10
2.	認定計画作成における地域のニーズの把握状況	11
3.	認定計画の目標	12
4.	認定計画の目標達成状況	13
5.	認定計画の効果の検証・評価	16
6.	認定計画の計画期間終了後の取組	20
7.	地域再生協議会について	22
8.	認定計画の支援措置の活用状況	26
9.	新型コロナウイルス感染拡大の影響	35
10.	広域連携について	36
IV.	認定団体に関する調査	39
1.	地域再生推進法人について	40
2.	地域再生計画申請マニュアルについて	45

留意事項

1. 報告書中の (n) はアンケート調査の設問に対する有効回答数で、100%が何件の回答に相当するのかわを示す割合算出の基数となるものである。
2. 複数回答方式の設問に対する回答の結果数値 (%) については、回答数 (n) に対する割合を示しているため、その合計が100%を超える場合がある。
3. 結果数値 (%) は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。
4. グラフの一部では回答数0 (0.0%) を省略しているものがある。

I. 調査の概要

1. 調査の概要

(1) 本調査の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、地域再生本部は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行い、当該認定制度等の内容について必要な見直しを行うこととされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成26年以降は、

- ・ 平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善・平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・ 平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・ 平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・ 令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等

を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成17年の制度創設から10年以上が経過した近年においても継続的な制度活用がなされ、令和3年12月末までの間に累計9,933件の地域再生計画の認定が行われた。特に、平成28年度以降は、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、年度平均で1213件（平成17～27年度の年度平均認定件数は約124件）の地域再生計画が認定された。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

【参考】地域再生基本方針（抜粋）（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

(2) 本調査の調査対象

本調査の調査対象は、以下のとおりである。

令和3年3月31日時点で活用されている地域再生計画
(当該時点で計画期間が終了したものを含む)

- ・ 送付先団体数：約2,000団体（計画作成団体）
- ・ 対象計画数：6,144件（調査中に対象外と判明した計画が6件あった）

(3) 調査方法

Web画面からの回答を基本としたが、Webでの回答が困難な場合にはExcel調査票による回答に換えた。

(4) 調査実施期間

○令和3年12月20日（月）～令和4年2月10日（木）

(5) 調査対象数及び回収状況

	調査対象数	回収数	回収率
① 認定地方公共団体（計画作成団体）	1,490件	1,337件	89.7%
② 認定計画	6,144件	4,940件	80.4%

(6) 調査項目

① 認定地方公共団体（計画作成団体）

- ・ 計画作成地方公共団体の基本情報
- ・ 認定計画における支援措置の活用状況
- ・ 認定計画の目標
- ・ 認定団体における地域再生協議会の組織状況
- ・ 地域再生推進法人について
- ・ 地域再生計画の作成について
- ・ その他

② 認定計画に関する調査

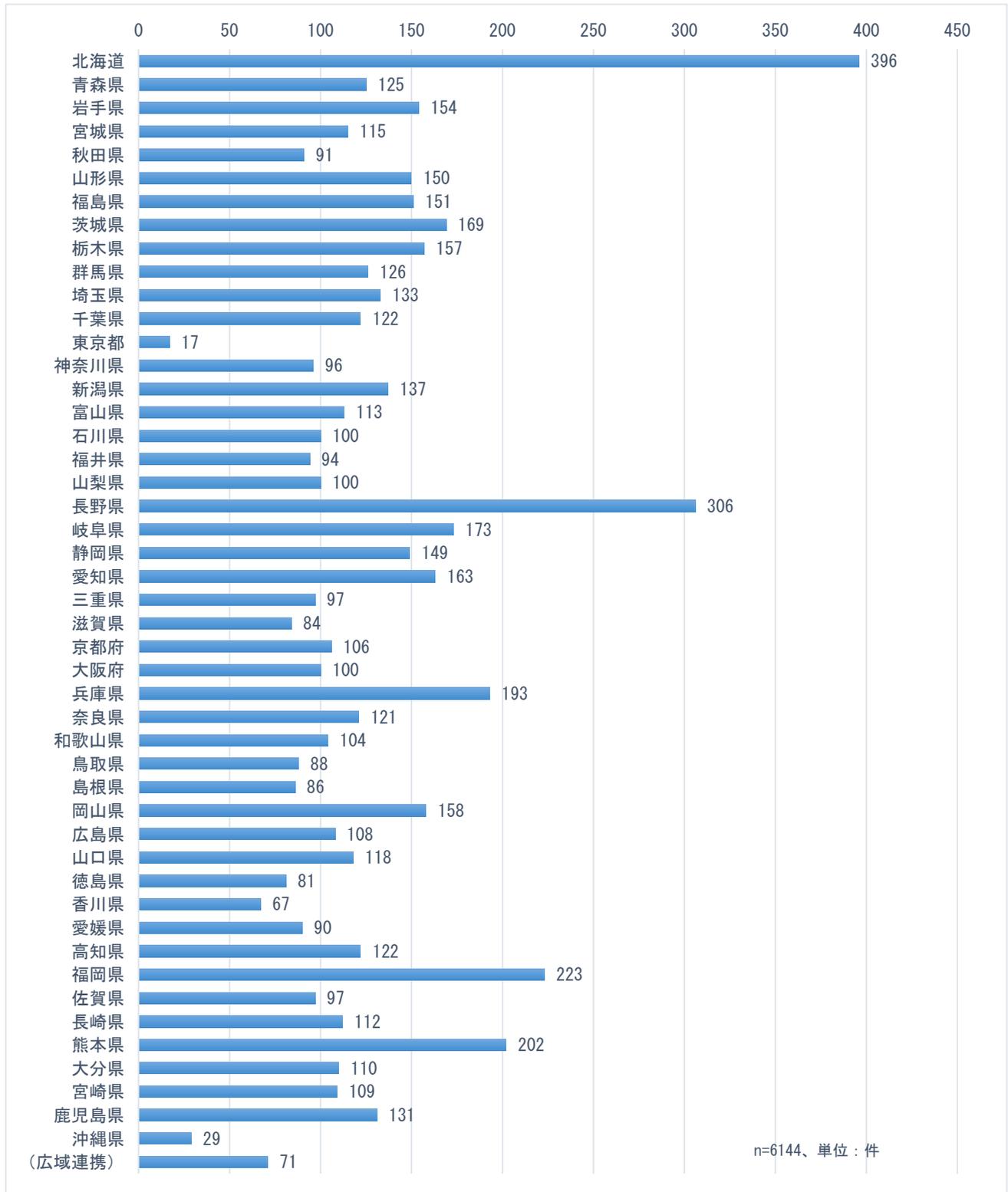
- ・ 計画の作成について
- ・ 計画の進捗状況の把握について
- ・ 計画の効果の検証、評価について
- ・ 計画期間終了後の取組について
- ・ 地域再生協議会について
- ・ 活用している支援措置について
- ・ 地方創生整備推進交付金等の活用状況について

II. 認定計画の基本情報

1. 都道府県別認定計画数

認定計画数を都道府県別にみると、「北海道」が396件で最も多く、「長野県」が306件、「福岡県」223件、「熊本県」202件、「兵庫県」193件などと続いており、広域連携は71件となっている。

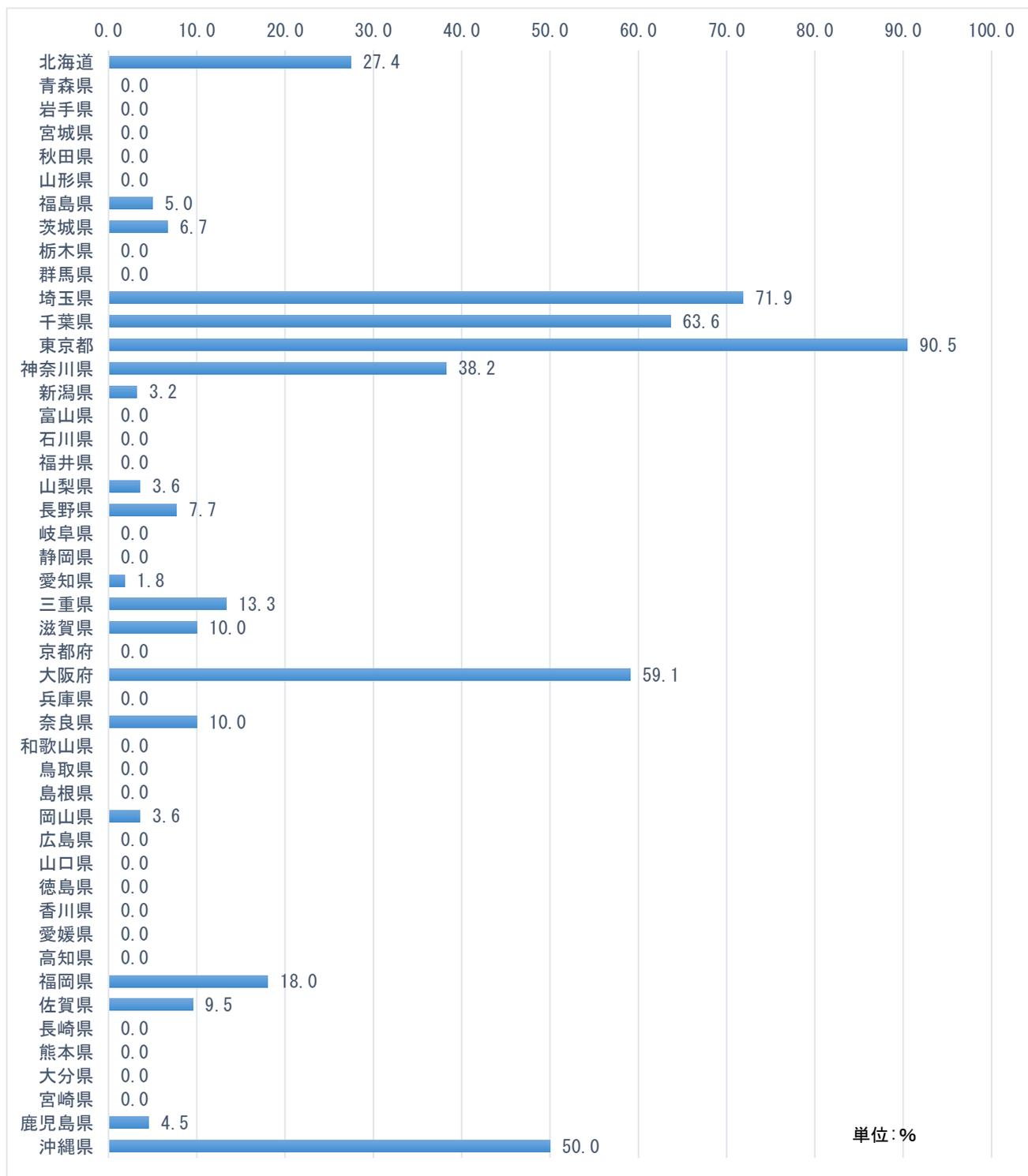
図表 1：都道府県別認定計画数



(注) (広域連携) は、認定計画の作成主体となる地方公共団体が複数の都道府県にまたがるものである。

所在都道府県の地方公共団体ごとに、認定計画における認定計画なしの割合をみると、「東京都」が90.5%で最も高く、「埼玉県」が71.9%、「千葉県」が63.6%、「大阪府」が59.1%「沖縄県」が50.0%などとなっている。

図表 2：都道府県別の認定計画を作成していない地方公共団体の割合



2. 認定団体の概要

(1) 認定団体の人口規模別の分布状況

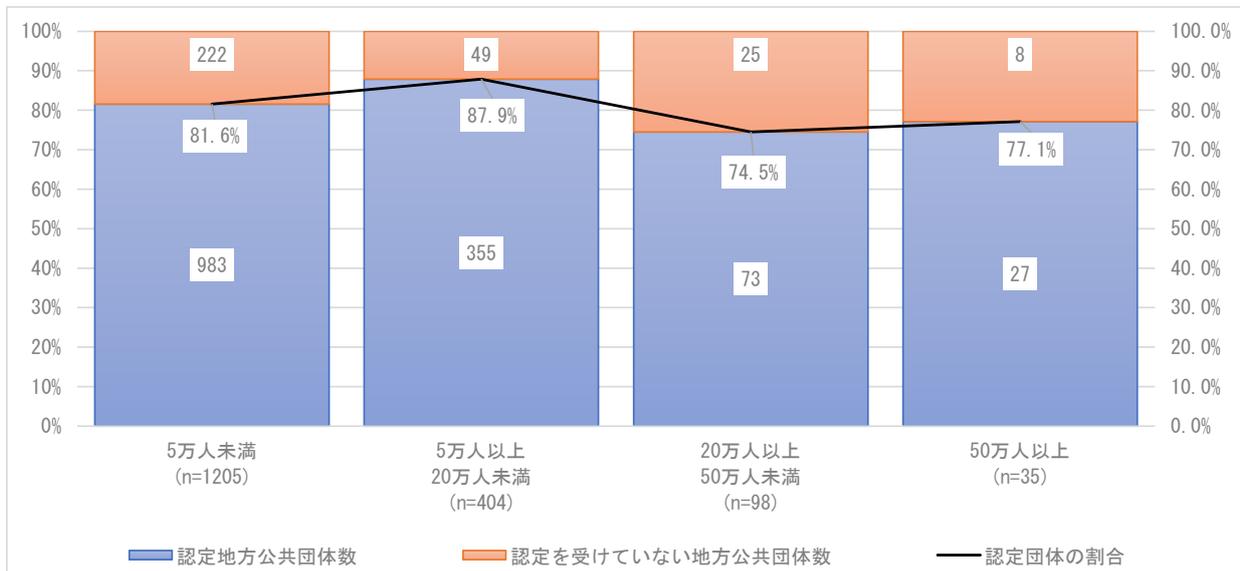
① 認定（計画作成）地方公共団体の人口規模の分布状況

計画作成地方公共団体の全市区町村に対する割合を人口規模別にみると（図表1）、「5万人以上20万人未満」が87.9%で最も多くなっており、「5万人未満」が81.6%、「50万人以上」が77.1%、「20万人以上50万人未満」が74.5%となっており、比較的人口規模の小さい市区町村で計画認定されている。

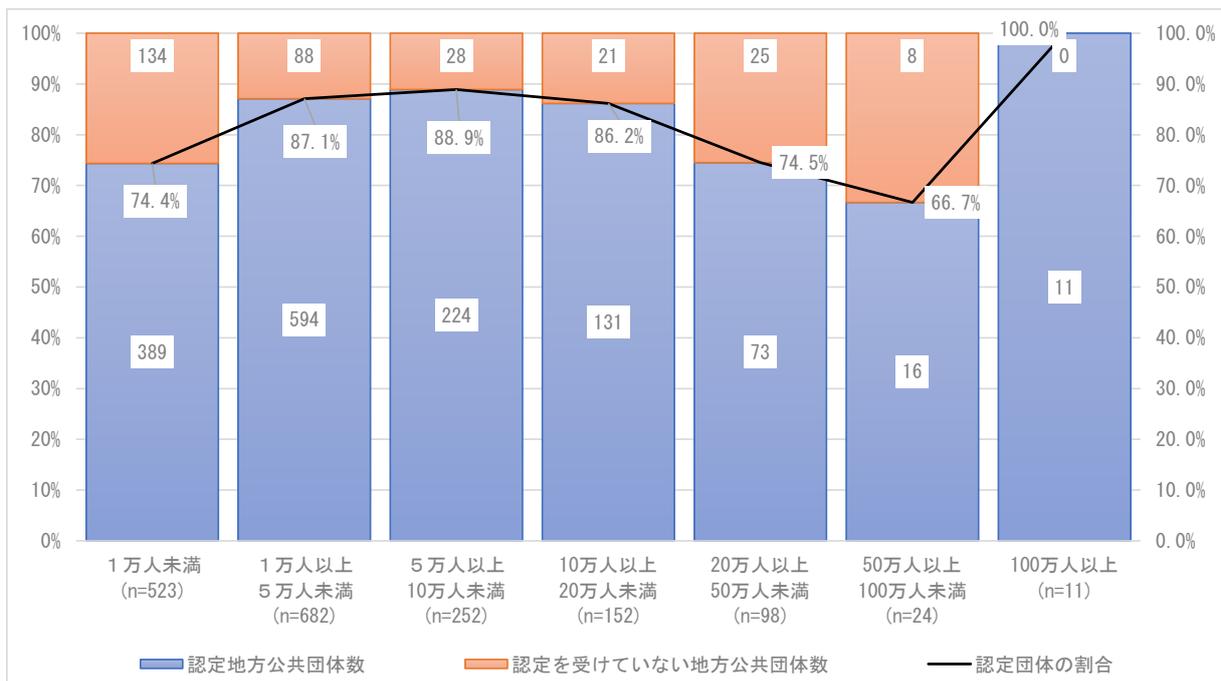
しかし、人口規模を細分化（図表2）してみると、「100万人以上」で100%となっているが、それ以外では「5万人以上10万人未満」の88.9%が最も多く、「1万人未満」（74.4%）、「50万人以上100万人未満」（66.7%）の市区町村が比較的低くなっている。

特に小規模な地方公共団体の実数では、134団体が未作成となっており、職員数が少なく、ノウハウの蓄積も少ないため、計画の作成が難しいのではないかと考えられる。

図表 3：人口規模別の認定地方公共団体の割合



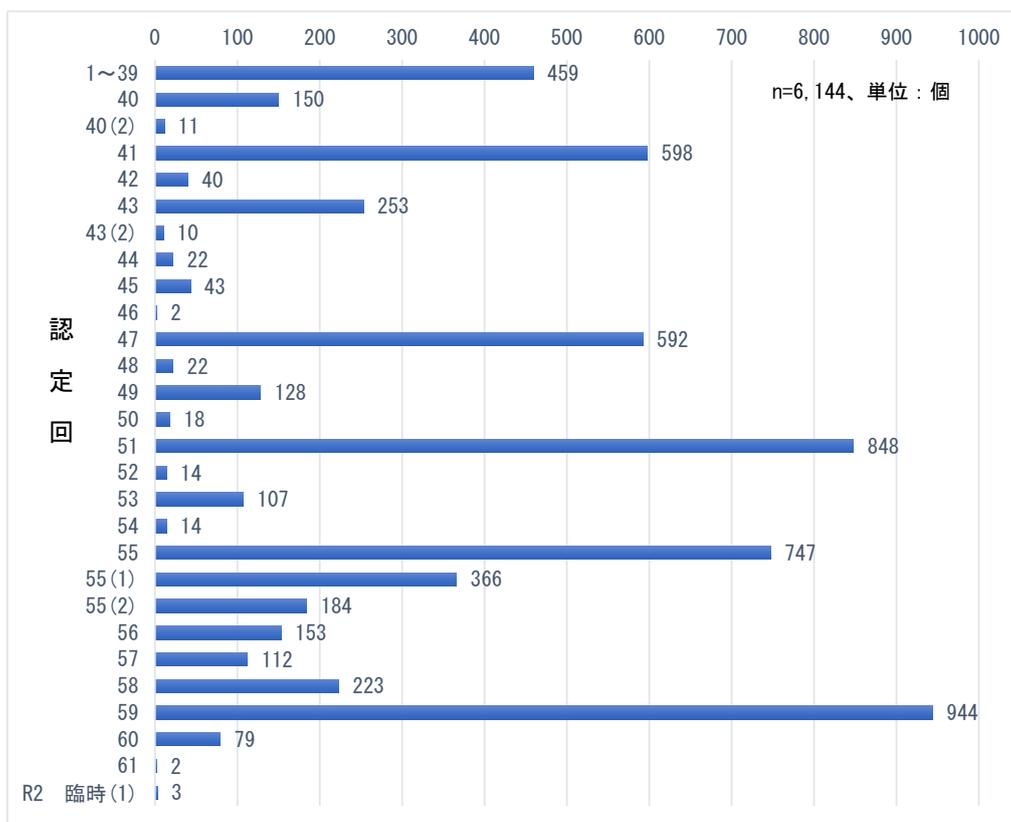
図表 4：人口規模（細分化）別の認定地方公共団体の割合



3. 認定計画の認定時期

認定計画数を認定回別にみると、認定計画については「第59回」の944件が最も多く、第51回の848件を上回った。

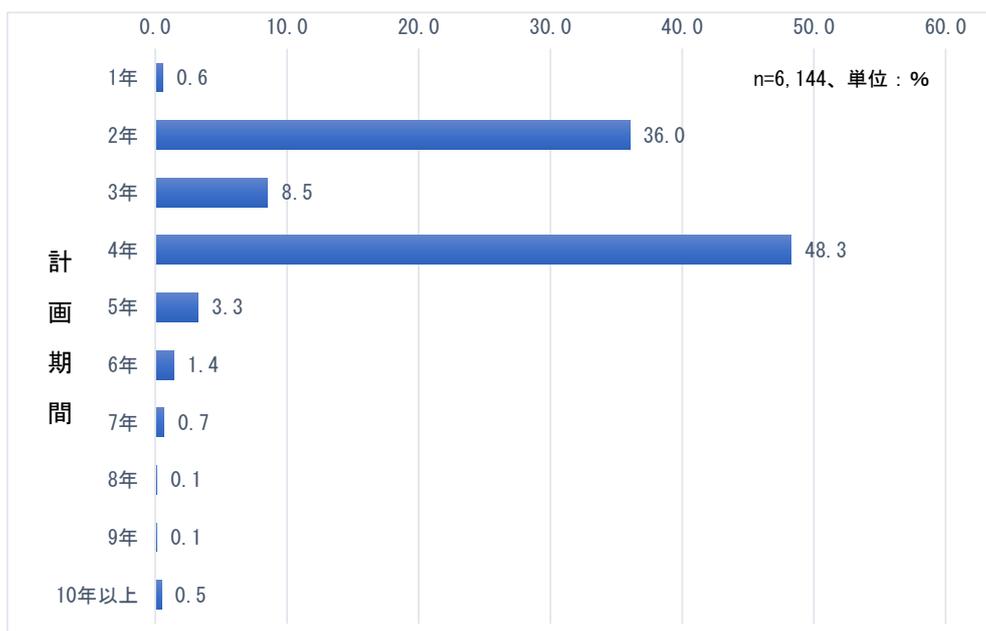
図表 5：認定計画の認定回別の内訳



4. 認定計画の計画期間

認定計画の計画期間をみると、「4年」が48.3%で最も多く、「2年」が36.0%となっており、「2年」から「5年」がほとんどを占めている。

図表 6：認定計画の計画期間

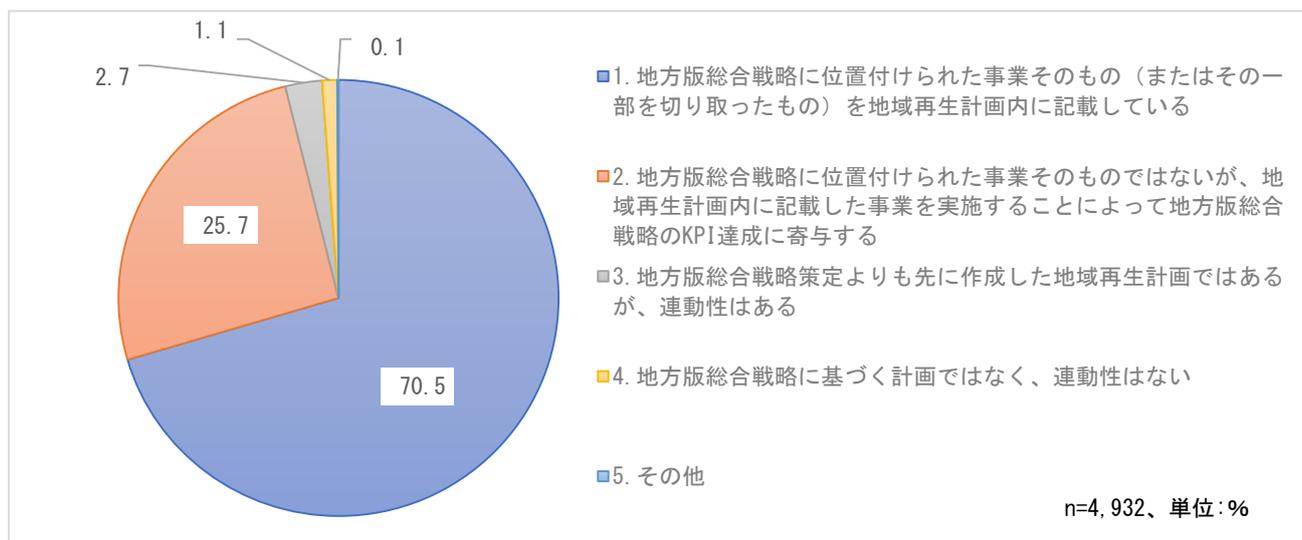


III. 認定計画に関する調査

1. 認定計画の地方版総合戦略との連動状況

認定計画について「地方版総合戦略との連動状況」を尋ねたところ、「1. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのもの（またはその一部を切り取ったもの）を地域再生計画内に記載している」が70.5%と過半数を占め、「2. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのものではないが、地域再生計画内に記載した事業を実施することによって地方版総合戦略のKPI達成に寄与する」が25.7%と、連動性があるものが多くを占めている。

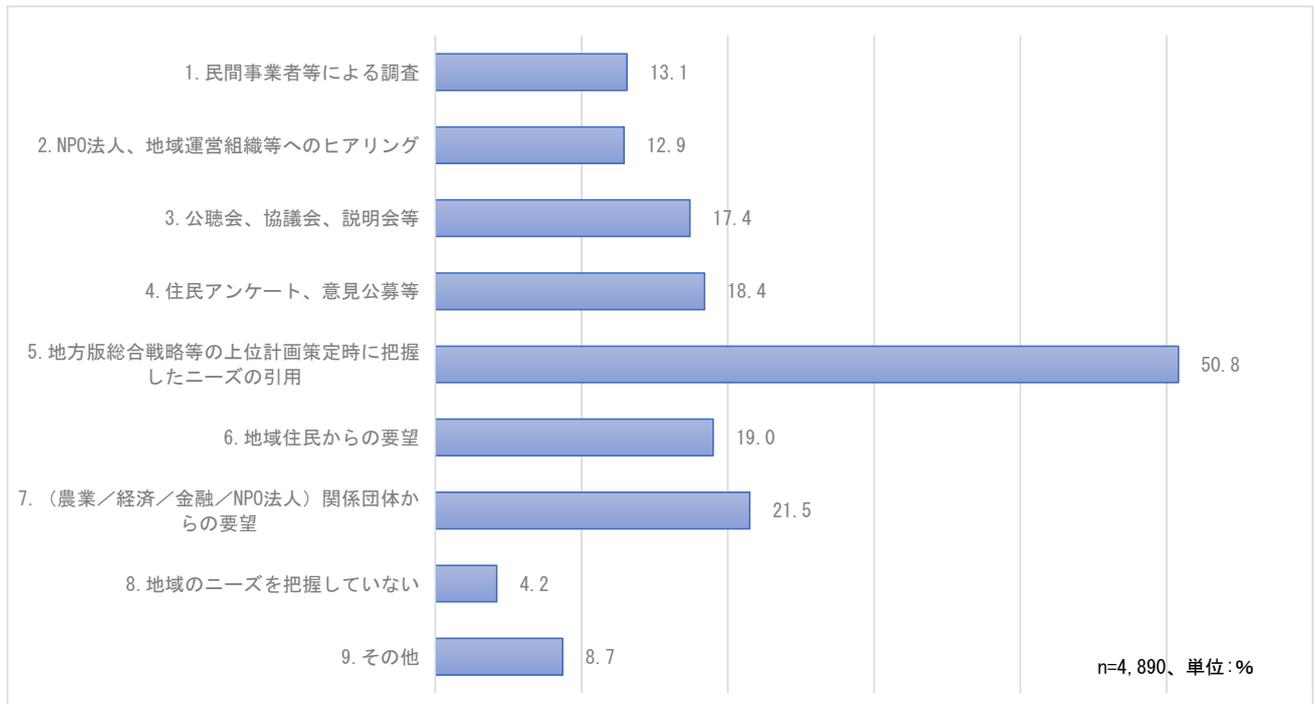
図表 7：認定計画の地方版総合戦略との連動状況



2. 認定計画作成における地域のニーズの把握方法

認定計画について「計画作成に当たって地域のニーズの把握方法」を尋ねたところ、「5. 地方版総合戦略等の上位計画策定時に把握したニーズの引用」が50.8%で最も多く、「7. (農業／経済／金融／NPO法人) 関係団体からの要望」が21.5%。「6. 地域住民からの要望」が19.0%で続いている。

図表 8：認定計画の地域ニーズの把握方法



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

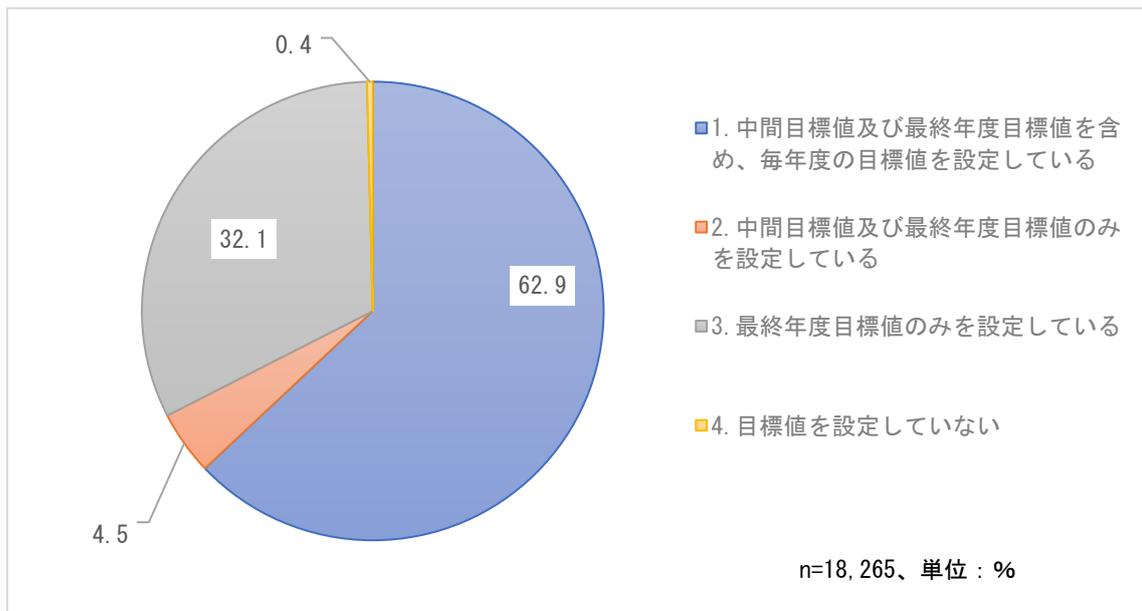
- ・ 地域の民間企業、大学、経済関係団体等へのヒアリング：56件
- ・ 関係市町村等との意見交換等：29件
- ・ RESAS等統計データ：32件
- ・ 地元自治体・団体・施設利用者等からの要望：20件
- ・ 外部有識者会議等：7件
- ・ 地域関係団体や事業者等との意見交換、検討会等：6件
- ・ 他の団体等のニーズ調査：4件
- ・ 相談業務で把握：4件

3. 認定計画の目標

(1) 認定計画の目標の設定状況

認定計画内の各目標について、「目標値の設定時期」を尋ねたところ、「1. 中間目標値及び最終年度目標値を含め、毎年度の目標値を設定している」が62.9%を占め、「3. 最終年度目標値のみを設定している」が32.1%、「目標値を設定していない」団体は0.4%であった。

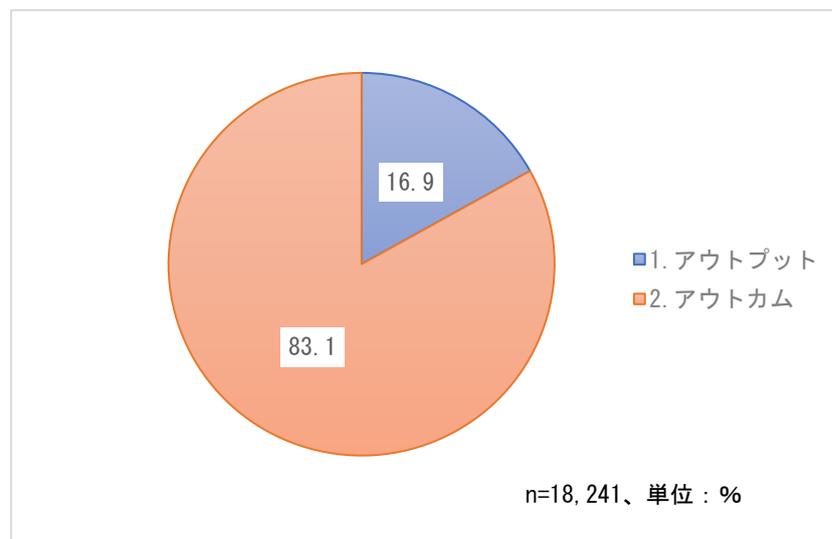
図表 9：認定計画の目標設定状況



(2) 認定計画の目標の類型

認定計画の各目標について、目標設定に係る指標について、「アウトプット／アウトカム」のどちらの類型に分類されるか尋ねたところ、「アウトプット」が16.9%で、「アウトカム」が83.1%となっている。

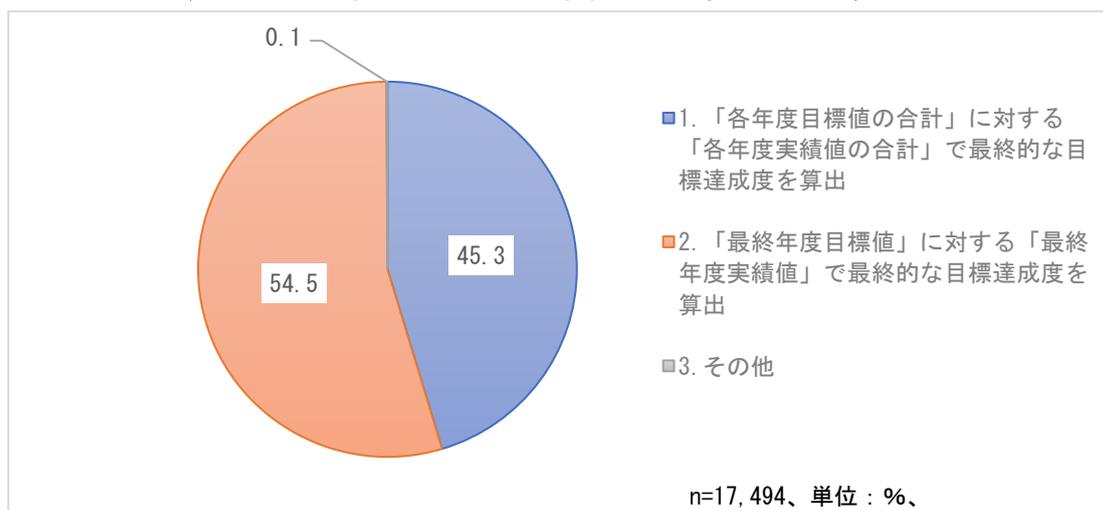
図表 10：認定計画の目標の類型



(3) 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式

計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式については、「1. 「各年度目標値の合計」に対する「各年度実績値の合計」で最終的な目標達成度を算出」が45.3%、「2. 「最終年度目標値」に対する「最終年度実績値」で最終的な目標達成度を算出」が54.5%となっている。

図表 11：計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式



4. 認定計画の目標達成状況

(1) 認定計画の目標達成状況

認定計画の各目標について、平成31年3月末までの実績値を尋ね、目標の設定方法に応じて、次式のいずれかによって「目標達成度」を算出した。

【目標達成度の計算式】

- 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式が「各年度目標値の合計」に対する「各年度実績値の合計」で最終的な目標達成度を算出する場合

$$\text{目標達成度} = (\text{各年度実績値の合計}) \div (\text{最終年度までの各年度目標値の合計}) \times 100$$

- 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式が「最終年度目標値」に対する「最終年度実績値」で最終的な目標達成度を算出する場合

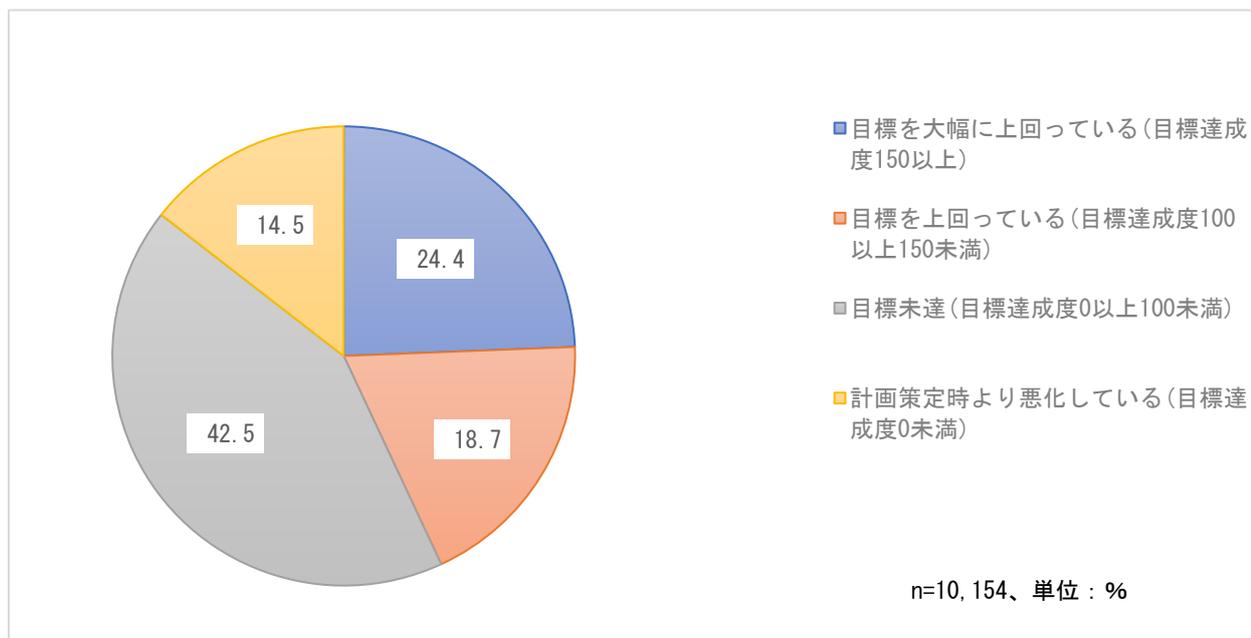
$$\text{目標達成度} = (\text{最終年度の実績値} - \text{基準値}) \div (\text{最終年度の目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

更に、算出した目標達成度について、下記のとおり達成状況として分類した。

目標達成度150以上	： 目標を大幅に上回っている
目標達成度100以上150未満	： 目標を上回っている
目標達成度 0以上100未満	： 目標未達
目標達成度0未満	： 計画作成時よりも悪化している

地域再生計画の各目標の達成状況は、「目標を大幅に上回っている」が24.4%、「目標を上回っている」が18.7%であるが、「目標未達」が42.5%、「計画策定時より悪化している」が14.5%となっている。

図表 12：認定計画の目標達成状況



(2) 認定計画の目標達成見込み

認定計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みについて尋ねたところ、「1. 直近の実績値において既に最終年度目標値を達成している」が14.5%、「2. 各年度の実測値は各年度目標値を順調に達成しており、最終年度目標値についても概ね達成できる見込み」が21.2%、「3. 各年度の実測値は各年度目標値に対して大きく下回ってはいるが、最終年度目標値の達成に向けて事業改善・見直しを行うことにより、今後達成できる見込み」が16.8%となっており、過半数が達成または達成見込みとなっている。

図表 13：認定計画の目標達成見込み



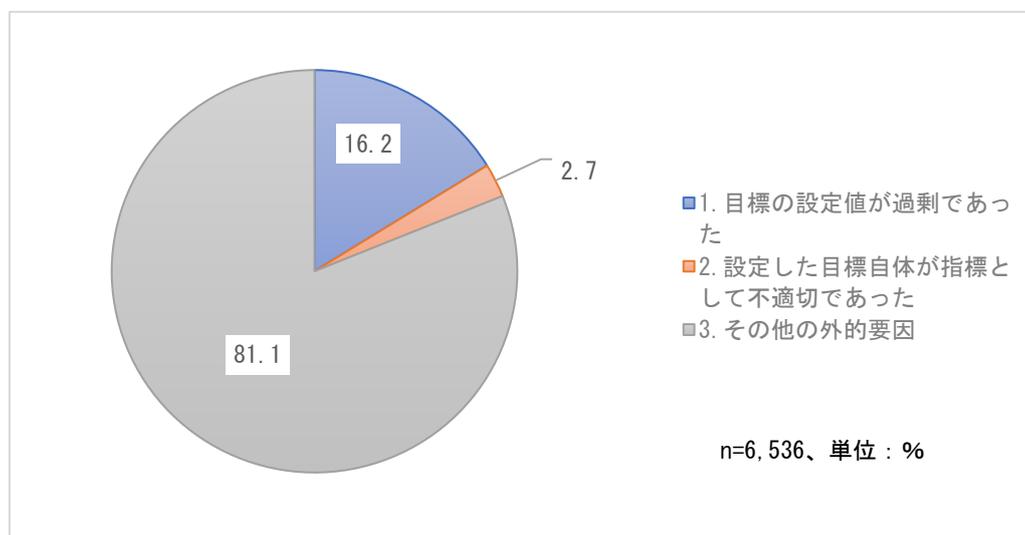
「その他」の具体的記述が多いものとしては、以下のようなものがあり、新型コロナウイルス感染拡大の影響が圧倒的に多くなっている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響 (825 件)
- ・ 未測定 (1,328 件)
- ・ 数値の目標設定なし (236 件)、等

(3) 認定計画の目標値未達成の理由

「実績値が各年度目標値を下回っている」と回答した目標について、その理由を尋ねたところ、「1. 目標の設定値が過剰であった」が16.2%、「2. 設定した目標自体が指標として不適切であった」が2.7%で、「3. その他の外的要因」が81.1%を占めている。

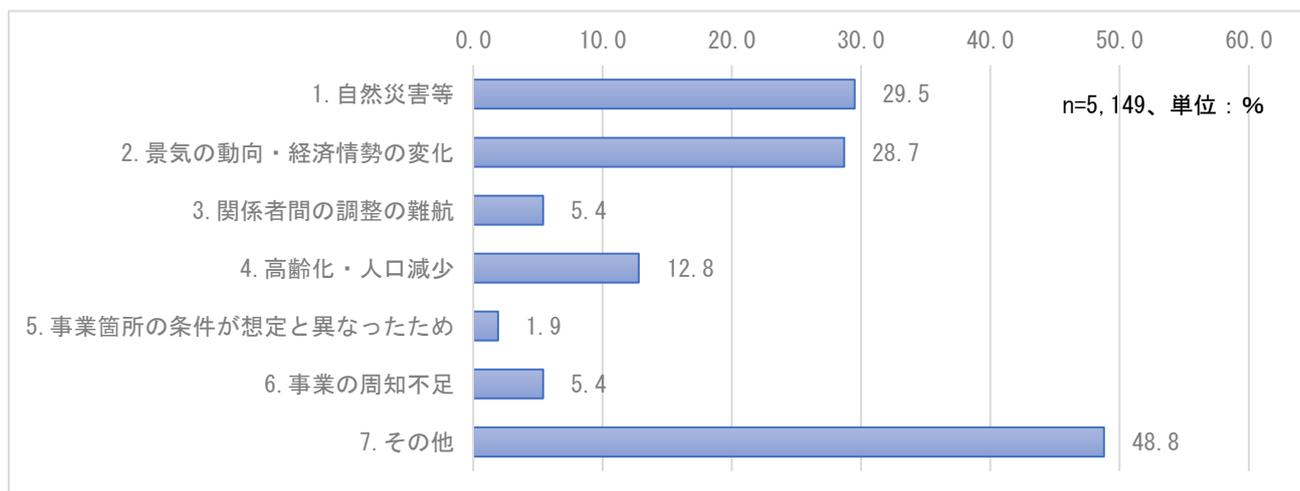
図表 14：認定計画の目標値未達成の理由



(4) 「その他の外的要因」の内容

「その他の外的要因」と回答した目標について、その内容を尋ねたところ、「1. 自然災害等」が29.5%、「2. 景気の動向・経済情勢の変化」が28.7%で多くなっているが、「7. その他」が48.8%と顕著に高くなっている。

図表 15：目標値未達成の理由が「その他の外的要因」の理由



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、やはり新型コロナウイルス感染拡大に伴う、社会の変化によるものが圧倒的に多くなっており、以下のような記述があった。

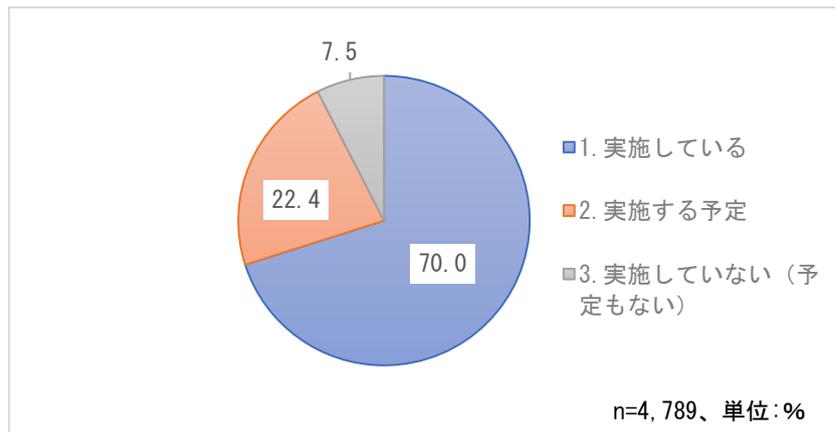
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響 (2,307 件)
- ・ 人手・資源不足 (82 件)
- ・ 施設整備の遅れ (34 件)

5. 認定計画の効果の検証・評価

(1) 認定計画の評価（事業効果の検証）の実施状況

認定計画について「測定した当該認定計画の目標達成状況をもとに、認定計画の評価（事業効果の検証）を実施しているか」尋ねたところ、「1.（事業効果の検証を）実施している」が70.0%を占め、「2.実施する予定」が22.4%となっており、大多数が（事業効果の検証を）実施していることがわかる。

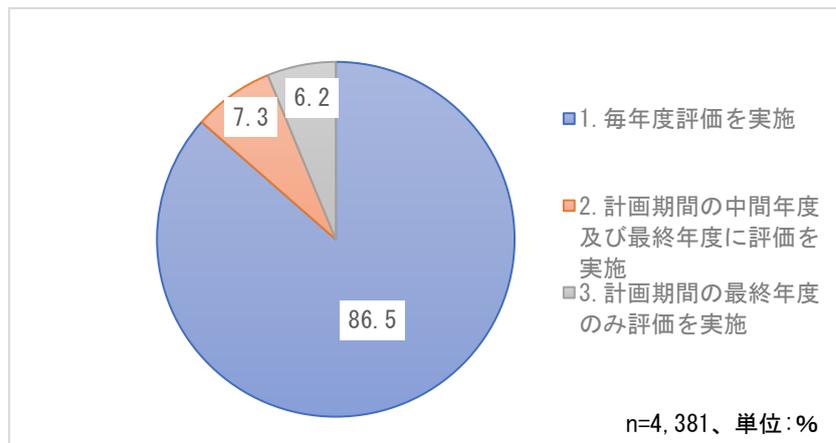
図表 16：認定計画の評価（事業効果の検証）実施状況



(2) 認定計画の評価の実施時期

評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価の実施時期」を尋ねたところ、「1. 毎年度評価を実施」が86.5%と大部分が実施していることがわかった。「2. 計画期間の中間年度及び最終年度に評価を実施」は7.3%、「3. 計画期間の最終年度のみ評価を実施」が6.2%となっている。

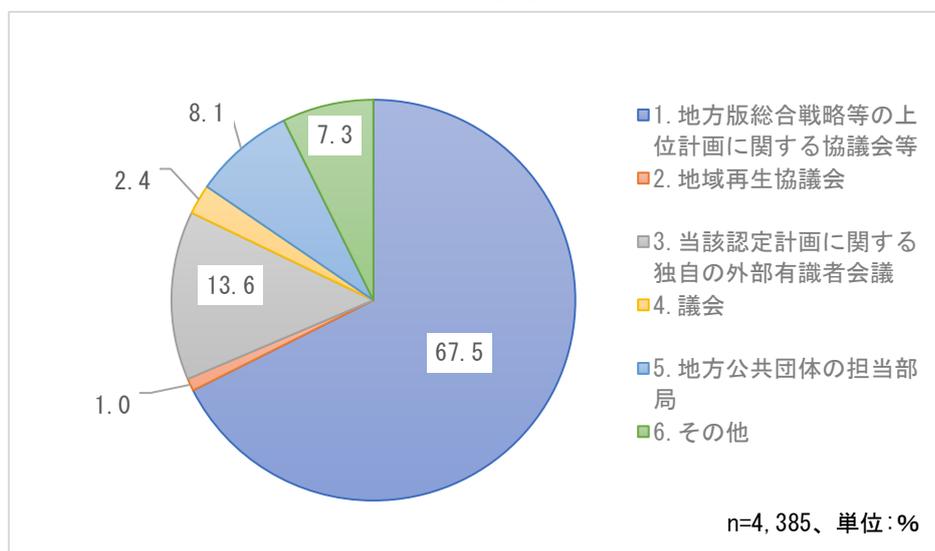
図表 17：認定計画の評価の実施時期



(3) 認定計画の評価の実施主体

評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価を行う主体」について尋ねたところ、「1. 地方版総合戦略等の上位計画に関する協議会等」が67.5%を占め、「3. 当該認定計画に関する独自の外部有識者会議」が13.6%、「5. 地方公共団体の担当部局」が8.1%などとなっている。

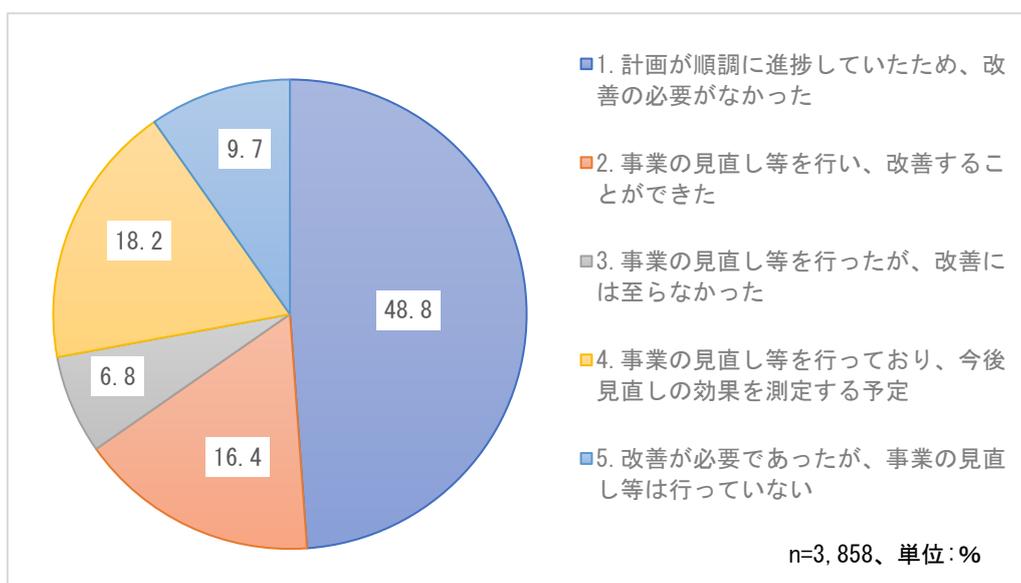
図表 18：認定計画の評価の実施主体



(4) 認定計画の事業内容の見直し等による改善の状況

評価を実施していると回答した計画について、「計画期間中に評価を実施した結果、改善が必要であると判明した場合に、事業内容の見直し等を行うことにより改善することができたか」について尋ねたところ、「1. 計画が順調に進捗していたため、改善の必要がなかった」が48.8%と約半数を占め、「4. 事業の見直し等を行っており、今後見直しの効果を測定する予定」が18.2%、「2. 事業の見直し等を行い、改善することができた」が16.4%、などとなっている。

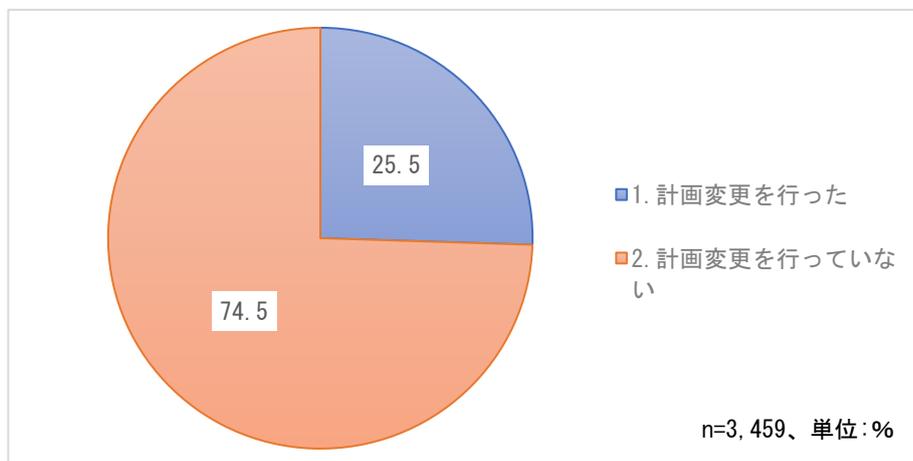
図表 19：認定計画の事業内容の見直し等による改善の状況



(5) 認定計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無

「事業内容の見直し等を行った」旨の回答があった計画について、「計画の変更を行ったか」を尋ねたところ、「1. 計画変更を行った」が25.5%で、「2. 計画変更を行っていない」が74.5%を占めている。

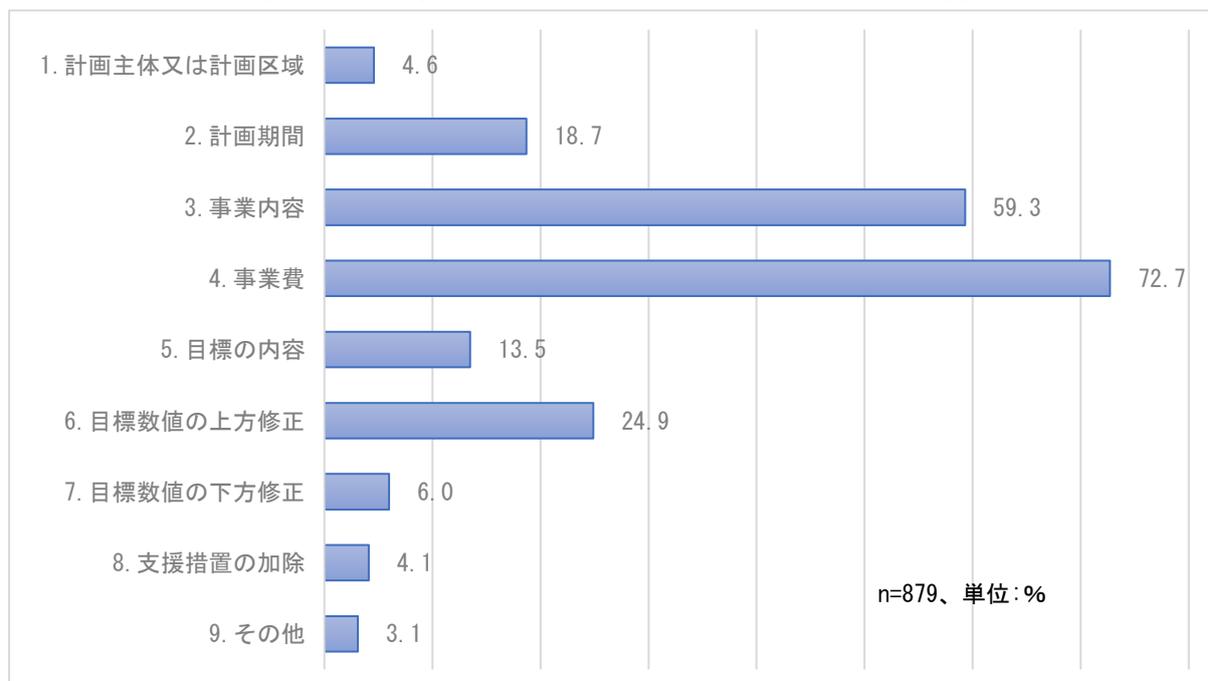
図表 20 : 認定計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無



(6) 認定計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の内容

「計画変更を行った」と回答した計画について、「変更の内容」を尋ねたところ、「4. 事業費」が72.7%で最も多く、「3. 事業内容」が59.3%で続き、「6. 目標数値の上方修正」が24.9%、「5. 目標の内容」が13.5%などとなっている。

図表 21：認定計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(7) 認定計画の計画変更を行っていない場合の事業内容の見直しの内容

「計画変更を行っていない」と回答した計画について、「事業の見直しの内容」を尋ねたところ、主な内容としては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を挙げる記述が234件で非常に多くなっており、その他次のような記述があった。

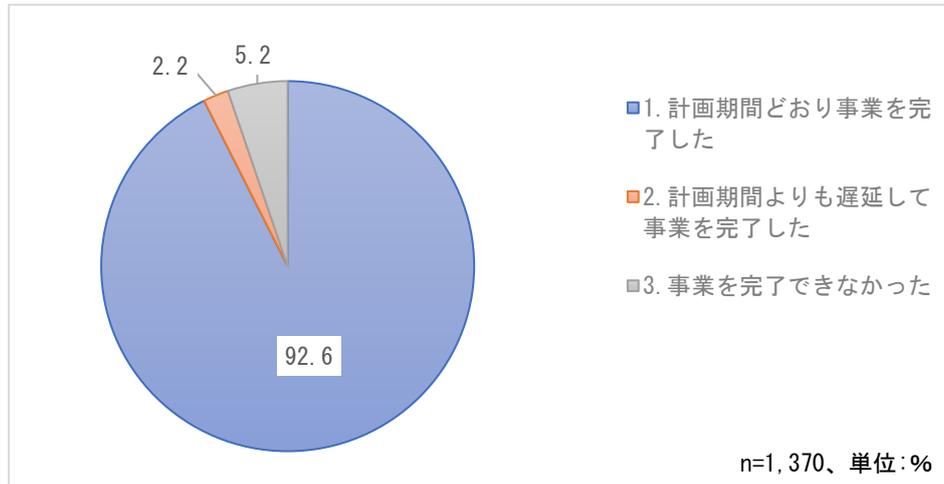
- ・ 事業体制の見直し
- ・ 審査認定方法の見直し
- ・ PRの強化、方法等の見直し
- ・ イベントの開催方法の見直し、等

6. 認定計画の計画期間終了後の取組

(1) 計画期間が令和2年度末までの認定計画の進捗状況

計画期間が平成31年3月までの認定計画について、計画の進捗状況を尋ねたところ、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が92.6%と大半を占めている。

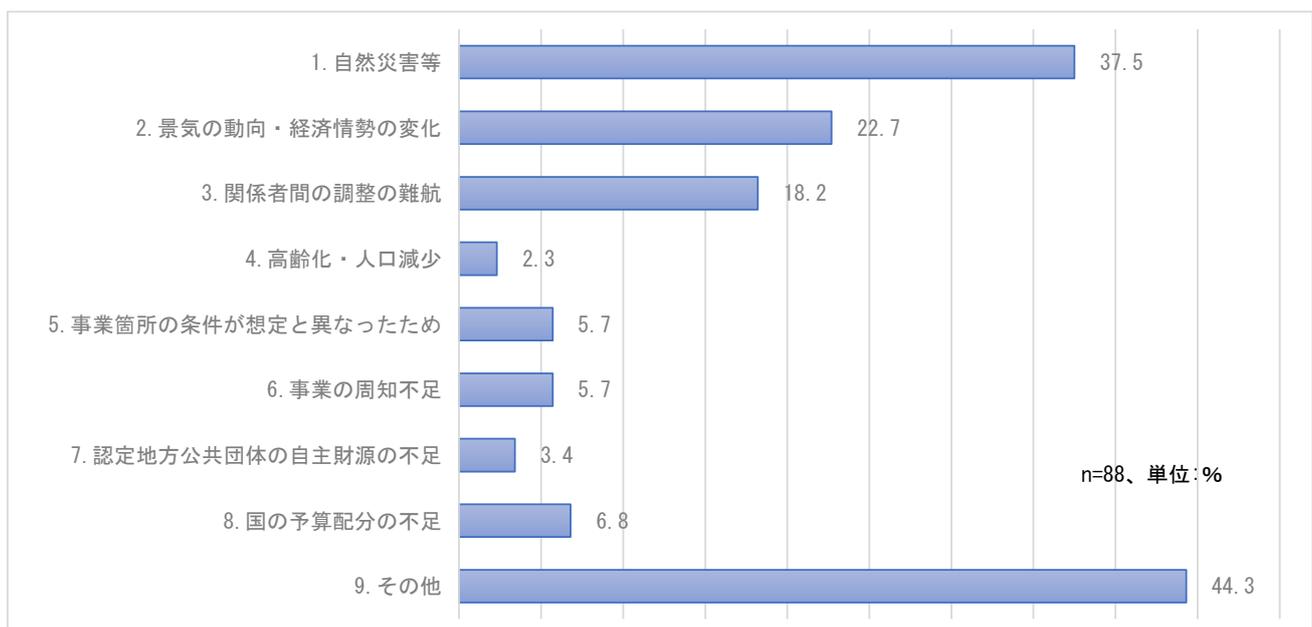
図表 22：計画期間が令和2年度末までの認定計画の進捗状況



(2) 遅延・完了できなかった理由

計画期間が令和2年度末までの認定計画について、計画期間よりも遅延して事業を完了した、または完了できなかった要因について尋ねたところ、「1. 自然災害等」が37.5%、2. 景気の動向・経済状況の変化」が22.7%「3. 関係者間の調整の難航」が18.2%などとなっているが、「その他」が44.3%に上っている。その他の内容を見ると、「新型コロナウイルスの影響」に関する記述が非常に多くになっており、その他「台風の影響」や「東京オリンピック・パラリンピックの開催の影響」などが多くになっている。

図表 23：遅延・完了できなかった理由

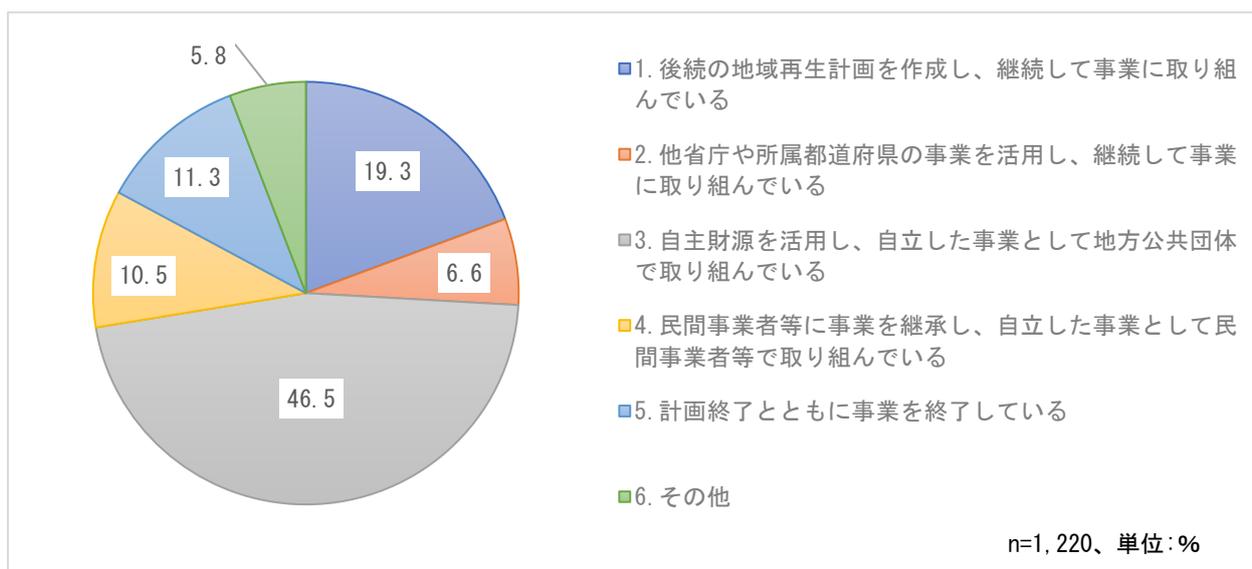


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 認定計画の計画期間終了後の取組

計画期間が平成31年3月までの認定計画について、計画期間終了後に財源や体制などどのように事業に取り組んでいるか尋ねたところ、「3. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」が46.5%と半数近く、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が19.3%、「5. 計画終了とともに事業を終了している」が11.3%、「4. 民間事業者等に事業を継承し、自立した事業として民間事業者等で取り組んでいる」が10.5%、などとなっている。

図表 24：認定計画の計画期間終了後の取組



「その他」の具体的内容としては、次のようなものがあった。

- ・ 指定管理者制度など民間事業者の活用（19件）
- ・ 自立した事業として継続（16件）
- ・ 自主財源で継続（15件）
- ・ 協議会等により継続（7件）

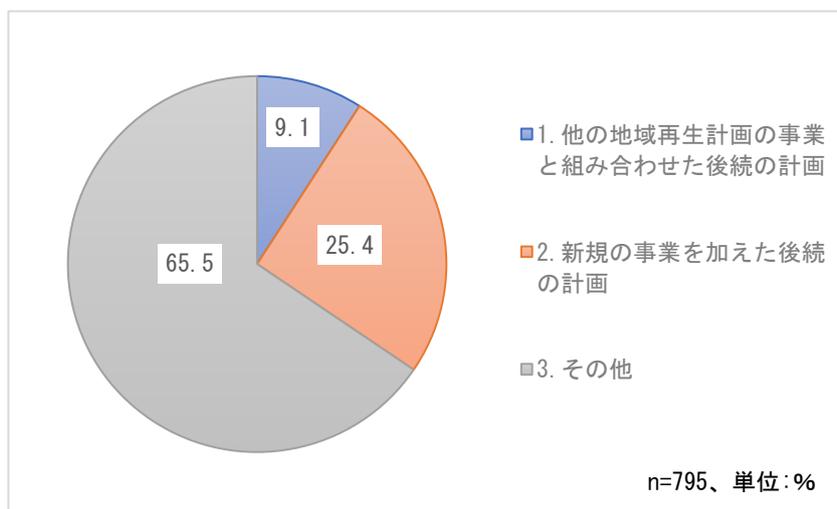
(4) 認定計画の後続の地域再生計画

「後続の地域再生計画を作成している」と回答した計画について、どのような計画を作成したか（する予定か）尋ねたところ、「1. 他の地域再生計画の事業と組み合わせた後続の計画」は9.1%、「2. 新規の事業を加えた後続の計画」が25.4%で、「3. その他」が65.5%を占めている。

「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ 自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる（82件）
- ・ 独自事業として取り組んでいる（11件）
- ・ 他の団体・事業との連携で取り組んでいる（16件）

図表 25：認定計画の後続の地域再生計画

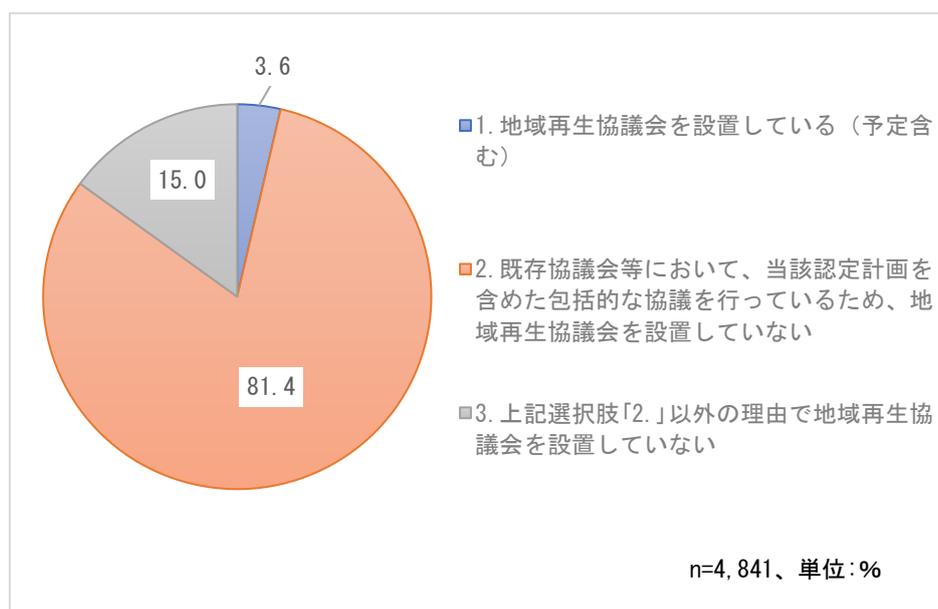


7. 地域再生協議会について

(1) 認定計画の地域再生協議会の設置状況

認定計画について、地域再生協議会の設置状況を尋ねたところ、「1. 地域再生協議会を設置している（予定含む）」は3.6%で、「2. 既存協議会等において、当該認定計画を含めた包括的な協議を行っているため、地域再生協議会を設置していない」が81.4%を占めている。

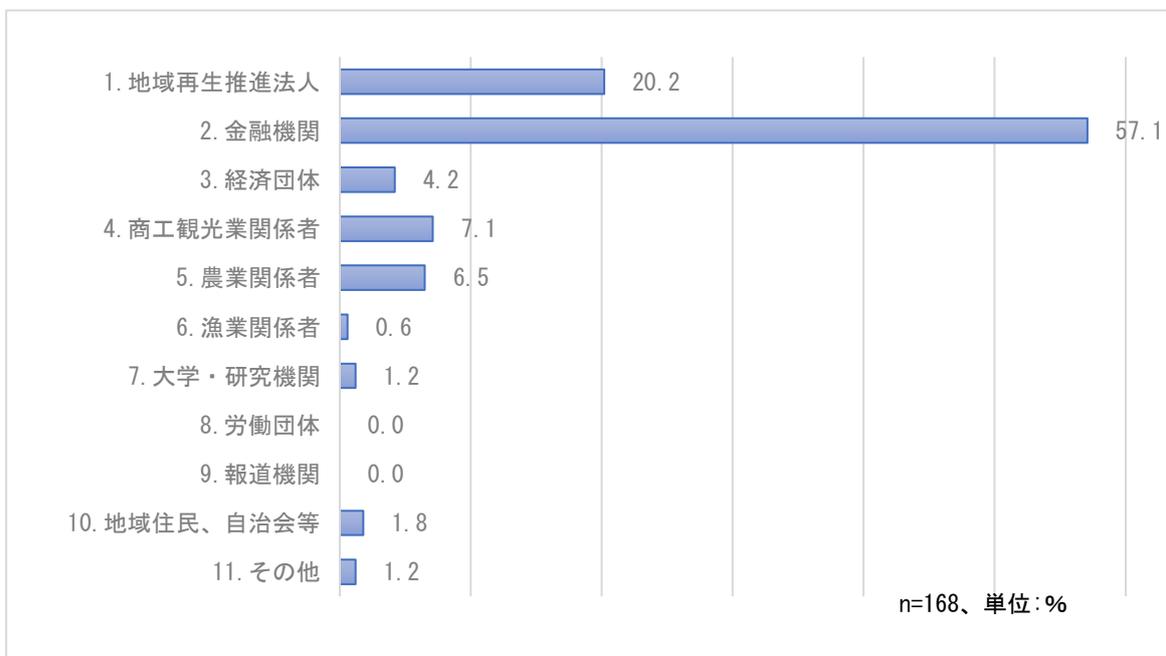
図表 26：認定計画の地域再生協議会の設置状況



(2) 地域再生協議会の構成員

地域再生協議会を設置していると回答した計画について、地域再生協議会を構成する構成員の属性を尋ねたところ、「2. 金融機関」が57.1%で最も多く、「2. 地域再生推進法人」が20.2%、「4. 商工観光業関係者」が7.1%、「5. 農業関係者」が6.5%などとなっている。

図表 27：地域再生協議会の構成員

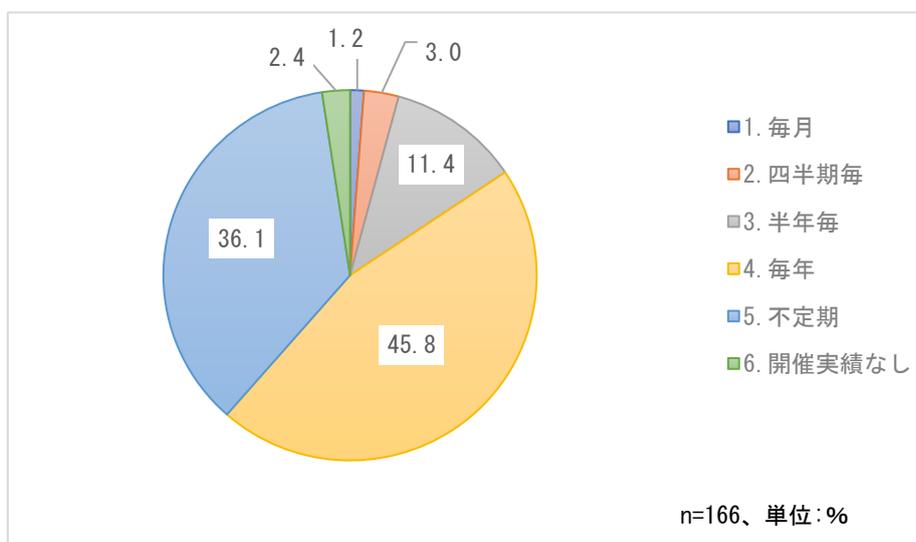


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 地域再生協議会の開催頻度

地域再生協議会を設置している団体に対し、地域再生協議会の開催頻度について尋ねたところ、「4. 毎年」が45.8%とほぼ半数を占め、「5. 不定期」が36.1%、「3. 半年毎」が11.4%などとなっている。

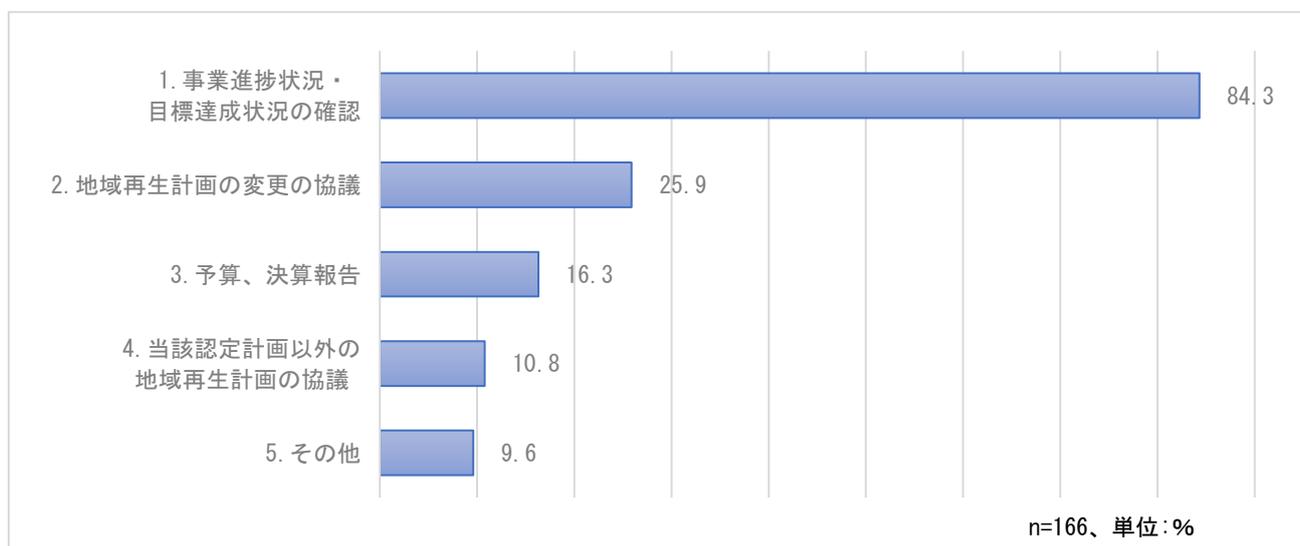
図表 28：地域再生協議会の開催頻度



(4) 地域再生協議会の主な議題

地域再生協議会を設置している団体に対し、地域再生協議会の主な議題について尋ねたところ、「1. 事業進捗状況・目標達成状況の確認」が84.3%で最も多く、「2. 地域再生計画の変更の協議」は25.9%、「3. 予算、決算報告」が16.3%などとなっている。

図表 29：地域再生協議会の主な議題



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

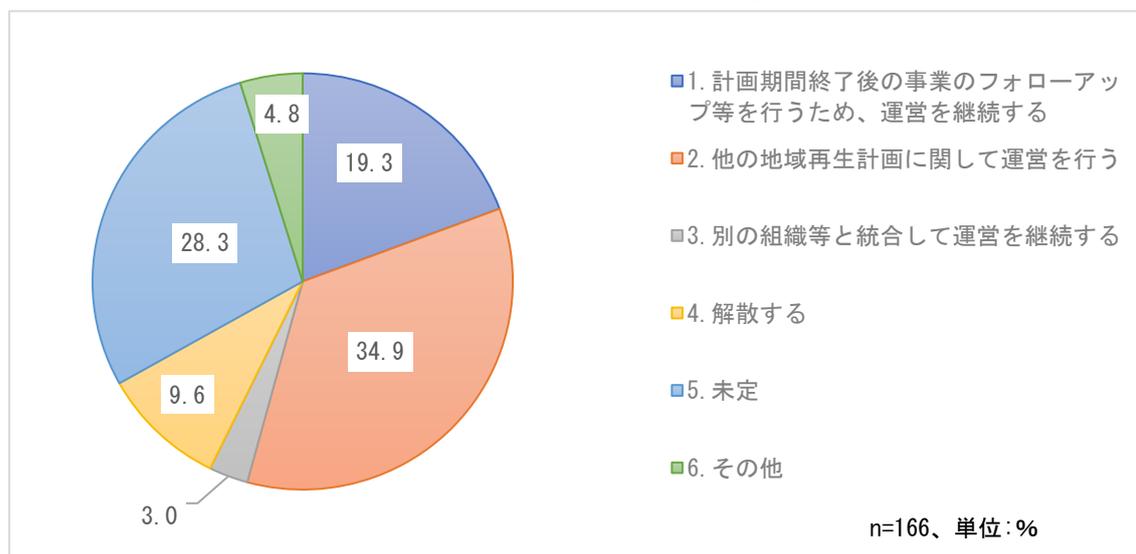
「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ 地方版総合戦略の計画策定、変更の協議
- ・ 地域住宅団地再生事業計画の協議
- ・ 観光産業連携組織設立に係る協議
- ・ 大学の研究内容と地域ニーズとのマッチング
- ・ 都市再生整備計画事業の変更の協議
- ・ 施策の基本方針及びメニュー案、地域再生計画の作成について ほか
- ・ 事業実績の評価

(5) 計画期間終了後の地域再生協議会の運営

地域再生協議会を設置している団体に対し、計画期間終了後の地域再生協議会の運営について尋ねたところ、「2. 他の地域再生計画に関して運営を行う」が34.9%で最も多く、「5. 未定」が28.3%、「1. 計画期間終了後の事業のフォローアップ等を行うため、運営を継続する」が19.3%などとなっている。

図表 30 : 計画期間終了後の地域再生協議会の運営



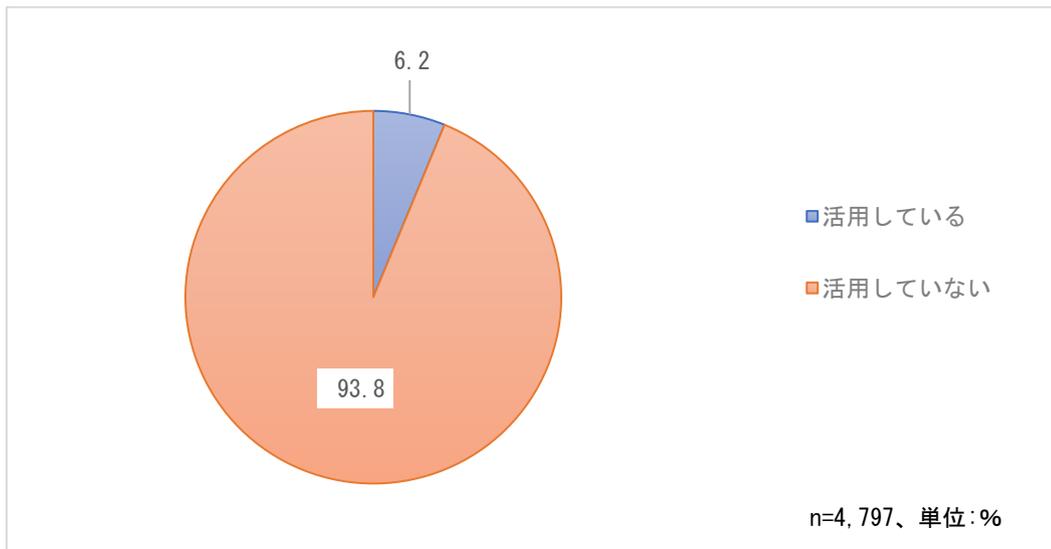
8. 認定計画の支援措置の活用状況

(1) 認定計画内に記載している支援措置以外に活用している国の支援措置

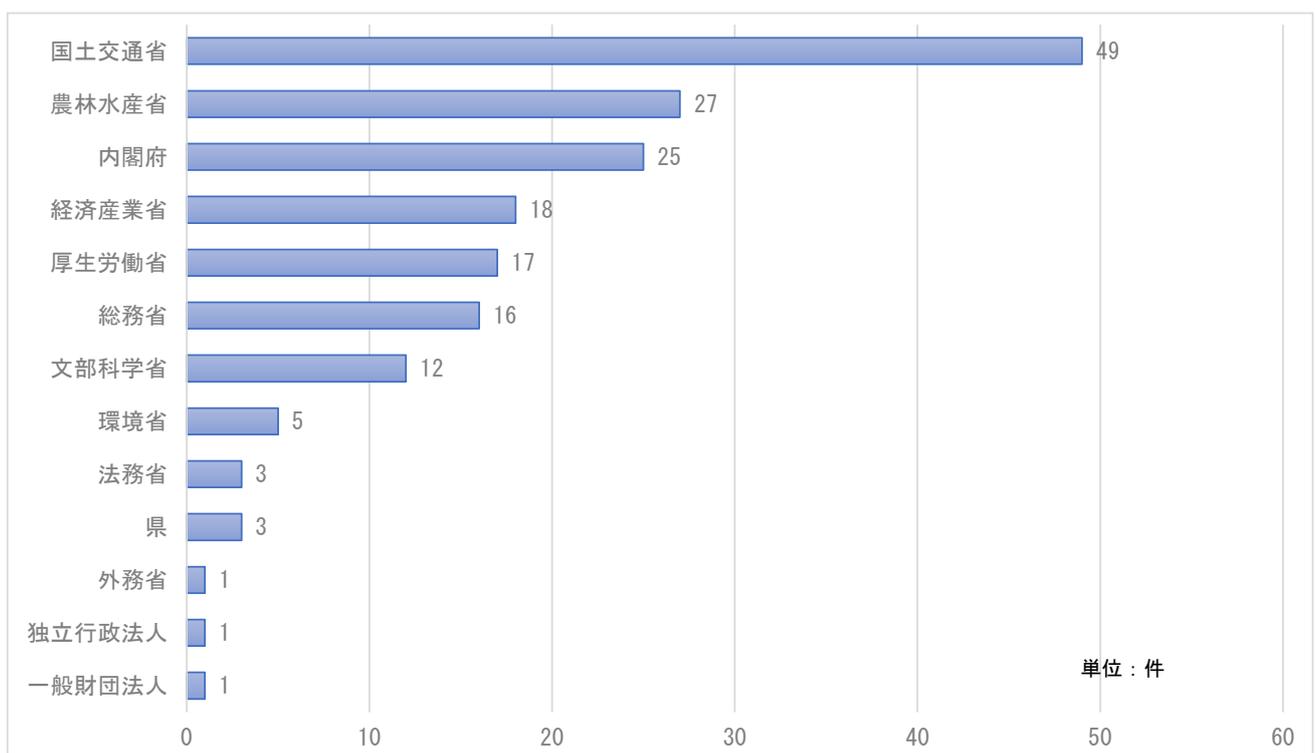
認定計画内に記載している支援措置以外に、国の支援措置を活用しているか尋ねたところ、「活用している」認定計画は6.2%であった。

上記支援措置を活用している計画について、主な制度所管官庁としては、「国土交通省」が49件、「農林水産省」27件、「内閣府」25件、「経済産業省」18件、「厚生労働省」17件、「総務省」16件などとなっている。

図表 31：認定計画内に記載している支援措置以外の国の支援措置の活用状況



図表 32：計画内に記載している支援措置以外の国の支援措置の主な制度所管省庁



また、主な支援措置（2件以上の記述のあったもの）の名称としては、以下の表のとおりである。

図表 33：計画内に記載している支援措置以外の国の主な支援措置

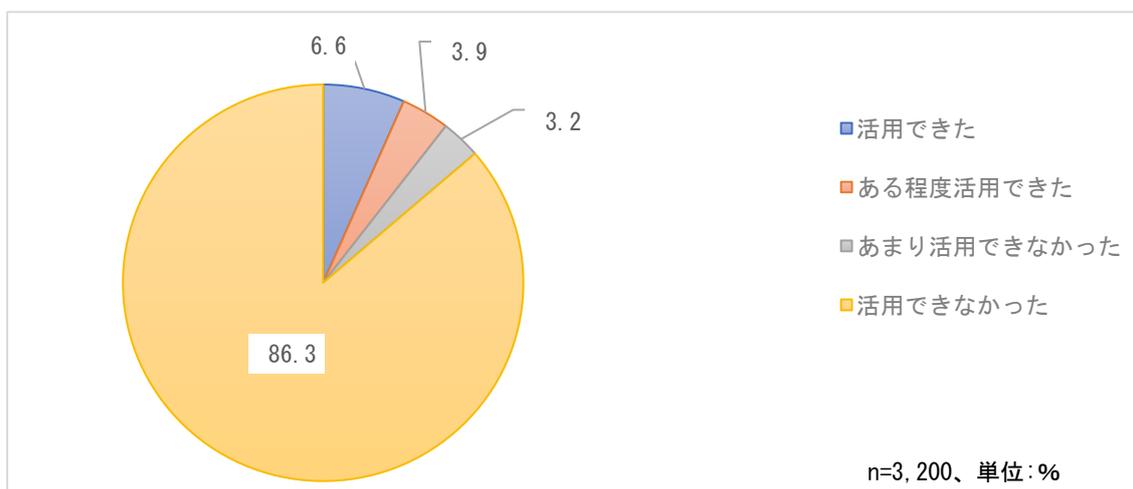
省庁等	支援措置	件数
国土交通省	社会資本整備総合交付金	16
	防災・安全社会資本整備交付金	5
	スマートシティモデルプロジェクト	4
	都市構造再編集中支援事業補助金	4
	都市再生整備計画事業	3
	地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業	2
	観光振興事業費補助金	2
内閣府	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	10
	近未来技術等社会実装事業	4
	地方創生テレワーク交付金	4
	地方創生加速化交付金	4
	地方創生臨時交付金	3
農林水産省	森林整備地域活動支援対策事業	5
	農山漁村振興交付金	5
経済産業省	地域新成長産業創出促進事業費補助金	3
	地方版IoT推進ラボ	2
	電源立地交付金	2
厚生労働省	地域活性化雇用創造プロジェクト	5
	地域再生人材育成事業	2
総務省	地域おこし協力隊	4
	過疎対策事業債	3
	特別交付税措置	3
	地域経済循環創造事業交付金	2
文部科学省	地方スポーツ振興費補助金	2
	文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業	2
	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	2
環境省	自然環境整備交付金	2
法務省	外国人受入環境整備交付金	2
県	長野県森林づくり県民税	2

(2) 地方創生整備推進交付金の活用状況

① 地方創生整備推進交付金（旧地域再生基盤強化交付金を含む、以下同じ）の活用状況

複数の施設（市町村道と農道、公共下水道と合併処理浄化槽等）を総合的に整備する地方創生整備推進交付金を活用した認定計画について、そのメリットの活用状況について尋ねたところ、「活用できた（6.6%）」と「ある程度活用できた」（3.9%）を合わせても10.5%に留まっている。

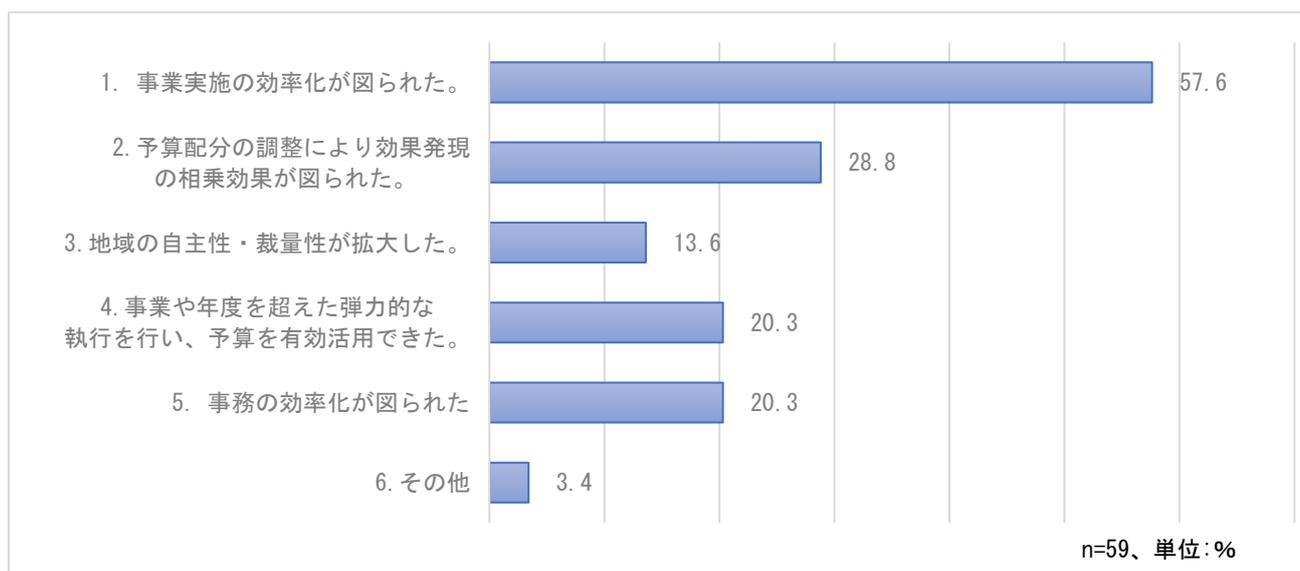
図表 34：地方創生整備推進交付金のメリットの活用状況



② 地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できた点

メリットを効果的に活用している認定計画について、活用できた点を尋ねたところ、「1. 事業実施の効率化が図られた」が57.6%で最も多く、「2. 予算配分の調整により効果発現の相乗効果が図られた」が28.8%で続き、「4. 事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できた」と「5. 事務の効率化が図られた」がともに20.3%などとなっている。

図表 35：地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できた点



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

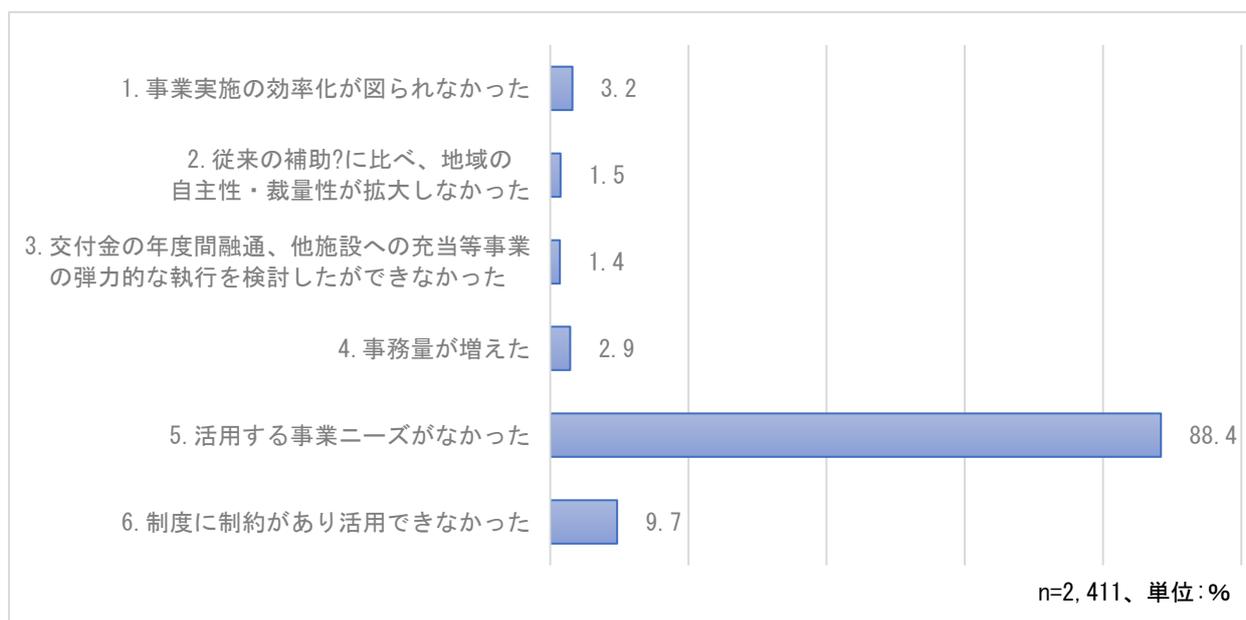
上記メリットを活用できた点それぞれについて、その他としては、以下のような記述があった。

- ・ 港湾と漁港ではそれぞれ事業実施主体が違うが、それらが一体的に整備できることにメリットを感じている。
- ・ 農道及び市道を一体的に整備できるため、発現する効果が大きくなる。

③ 地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できなかった点

地方創生整備推進交付金を活用しているがそのメリットが効果的に活用できなかった認定計画について、活用できなかった点について尋ねたところ、「5. 活用する事業ニーズがなかった」が88.4%と顕著に多くなっている。

図表 36：地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できなかった点



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

④ 地方創生整備推進交付金の活用にあたっての課題・問題点・改善点等

地方創生整備推進交付金を活用している認定計画について、当該支援措置の活用にあたっての課題・問題点・改善点等について尋ねたところ、主な内容としては、以下のような記述があった。

<制度・対象事業について>

- ・ 「異なる2以上の施設の整備」という適用要件が、支援措置の活用の支障（新規事業計画の策定が困難）となっている。
- ・ 交付決定後の事業間での融通に柔軟性があれば、更なる活用が図れると思う。
- ・ 主要な道路に接続する道路の要件により活用できる道路が限られてしまうため活用しづらい。
- ・ 支援措置を活用すればするほど、事業費が増となり、採択のためのKPIなどのハードルが高くなると想定され、利用しづらい。
- ・ 複数の道路を整備できるが、それぞれの交付基準を満たす必要があり、小規模自治体にはハードルが高かった。既存の基準に当てはめるのではなく、複数道路を実施するだけで使用可能としてもらいたい。

<事務的な面>

- ・ 申請書類が簡素化されると活用しやすくなると思う。
- ・ 総合的な計画を早い時期から検討しなければならないため、活用しづらい。
- ・ 事業計画認定へのハードルが高い。また、認定されたとしてもその後の調査等が多い。
- ・ 支援措置を活用すればするほど、同じような地域再生計画を複数作成することになったりすることから、手続きが面倒である。

<体制面>

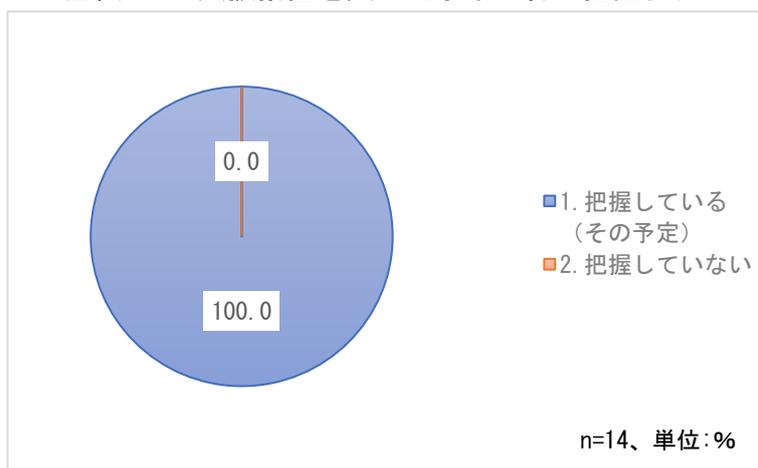
- ・ 申請のタイミングが限られるため、事業の予算化や関係部署との内部調整が難しい。
- ・ 共同で行うことで、事務量が増え、調整に時間がかかる。
- ・ 活用までのノウハウと人員が不足している。
- ・ 計画書は共同で作成しても、予算の割り振りは各省庁毎のため、弾力的な予算執行ができない。

(3) 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生利子補給金の活用状況

① 支援措置を受けた事業内容の把握状況

地域再生支援利子補給金及び特定地域再生利子補給金（以下利子補給金という。）を活用している認定計画について、支援措置を受けた事業内容の把握状況について尋ねたところ、すべてが「1. 把握している（その予定）」。

図表 37：支援措置を受けた事業内容の把握状況

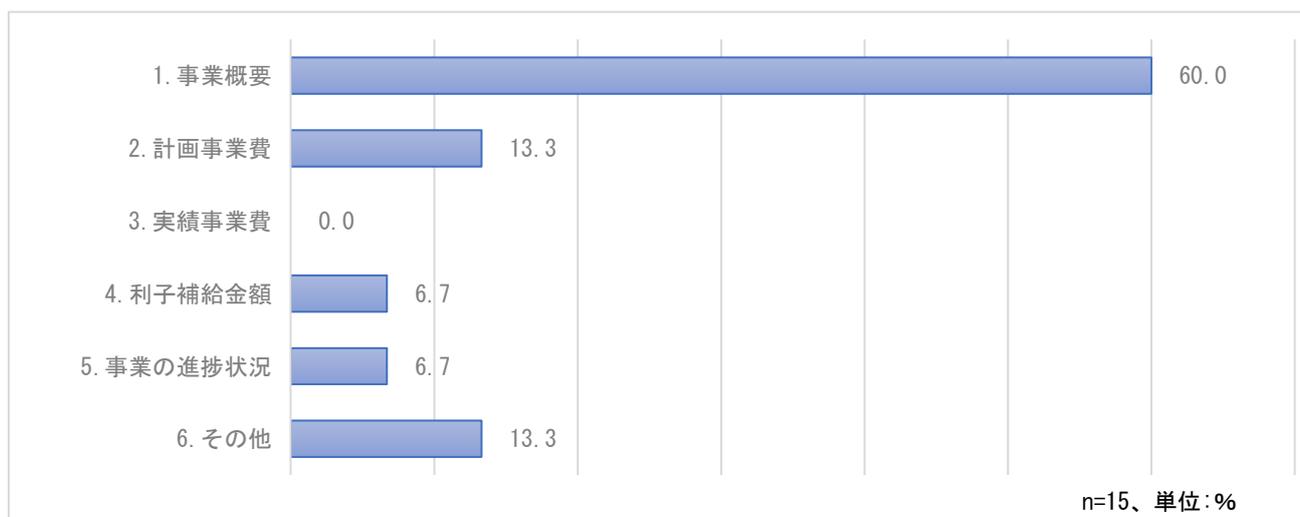


② 支援措置を受けた事業の把握内容

支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）と回答した計画について、その把握内容を尋ねたところ、「1. 事業概要」が60.0%で最も多く、「2. 計画事業費」と「6. その他」が13.3%、「4. 利子補給金額」と「5. 事業の進捗状況」がともに6.7%などとなっている。

その他としては、「事業概要および計画事業費」のみの記述があった。

図表 38：支援措置を受けた事業の把握内容

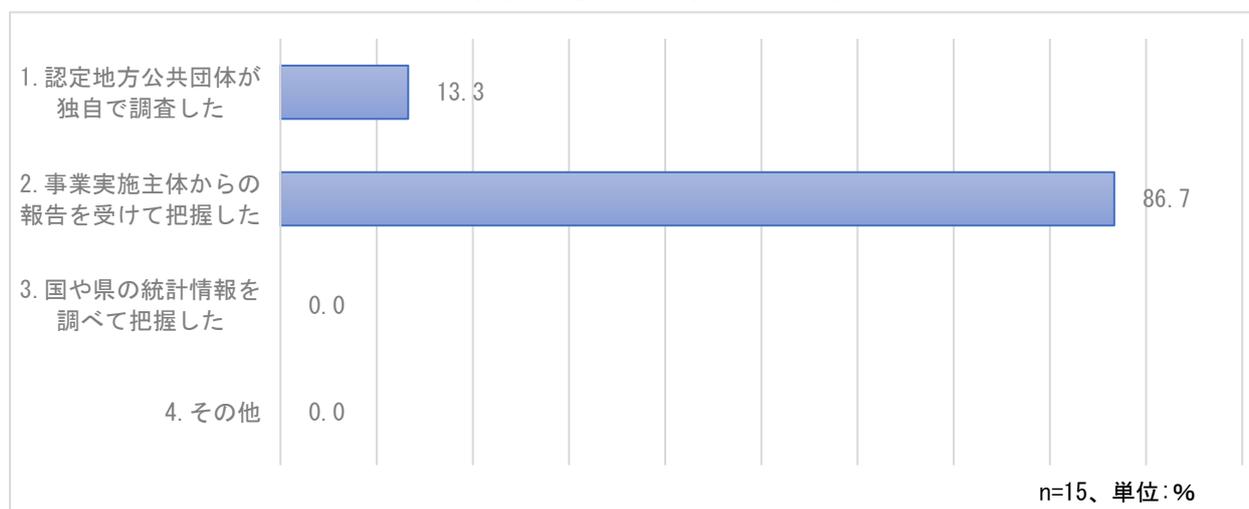


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

③ 支援措置を受けた事業内容を把握方法

支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）と回答した計画について、事業内容の把握方法について尋ねたところ、「2. 事業実施主体からの報告を受けて把握した」が86.7%で最も多く、「1. 認定地方公共団体が独自で調査した」は13.3%となっている。

図表 39：支援措置を受けた事業内容の把握方法



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

④ 地域再生計画に記載した目標達成が困難な場合に実施したフォローアップ

利子補給金を活用している認定計画について、地域再生計画に記載した雇用機会の創出、地域活性化への具体的な効果等といった目標について達成困難な場合、どのようなフォローアップを実施したか尋ねたところ、以下のような記述があった。

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大への対応方法等の検討（167件）
- ・ 環境の変化に合わせて事業内容を適宜見直しや改善・変更の検討等（151件）
- ・ 情報発信、広報、PR、普及・啓発活動（127件）
- ・ 関係者間での協議・共有（109件）
- ・ 他の事業との連携（44件）
- ・ 課題の調査・分析等（47件）
- ・ イベントやソフトの充実（16件）、等

⑤ 支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等

支援措置活用に当たっての課題・問題点・改善点等としての主な記述を整理すると、以下のとおりである。

<人材・財政不足等>

- ・ 活用までのノウハウと人員が不足している。
- ・ 事業参画メンバーにおいて、専門的な知識を有する人材が不足しており、外部講師不在で各グループのミーティングを行う際に議論が停滞したため、講師をサポートできる知識を有した地元人材へ積極的に働きかけ、事業への参画を図りたい。
- ・ 地方創生推進交付金は、実施する事業3年～5年での自立化が求められているが、小さい自治体

では新規事業を立ち上げるために必要な人材や財政力の面で限りがあり、大きい自治体が活用しやすく有利であると感じる。

- ・ 自主事業による財源確保策の拡充が課題
- ・ 推進交付金事業の終了後の自主財源が必要な部分に関する財源確保。
- ・ 支援措置にあたっての予算確保

<説明会・相談窓口等による周知の必要性>

- ・ 交付金活用可能な取組や計画記載方法など、担当者向けのWEB説明会があればいいと思う。
- ・ 新計画の審査においては、事前相談等も含めて丁寧なアドバイスを頂戴し大変助かったが、不十分とお考えになる箇所の指摘に加えて、「例えばこういう内容を記載してはどうか」など、解決の糸口をご教示頂けるような伴走型のサポートを頂けると有り難い。
- ・ 市町村担当者や立地検討中の企業に対し、制度の周知・普及を図っていく必要がある。
- ・ 当該計画は主に企業版ふるさと納税への支援措置に活用しているが、当該支援措置制度が十分に浸透していない企業も多いので、引き続き、制度の周知・普及を図っていく必要がある。

<要件の緩和等>

- ・ 「異なる2以上の施設の整備」という適用要件が、支援措置の活用の支障（新規事業計画の策定が困難）となっている。
- ・ 設備に要する費用についても、建設費と併せて支援していただきたい。
- ・ 市町村道、広域農道、林道の一体的な整備の要件廃止。
- ・ 整備計画と地域再生計画を別個に作成・評価を行う作業に重複感がある。法定であることは承知しているが、同じKPIを設定している計画なので評価は一本化するなど最適化を図ってほしい。

<事務の簡素化・軽減等>

- ・ 申請や調査を簡潔化し、柔軟でスピード感のある対応をしていただきたい。結果に結びつかない、事務作業などが多すぎる。
- ・ 地方創生推進交付金の活用における手続きが煩雑
- ・ 活用されている支援措置のほとんどが推進交付金であり、地域再生計画は、交付金実施計画の転記でしかないことから、推進交付金の地域再生計画の内容は、総論を「地方版総合戦略のとおり」、各論を「別紙実施計画のとおり」とするなど、事務負担軽減につながる措置を講じていただきたい。
- ・ 推進交付金等を活用しようとする事務が煩雑なうえ、計画策定までの期間が短い。

<柔軟な対応等>

- ・ 変更計画の国の認定に時間がかかりすぎ、今般のような新型コロナウイルス感染症等の全国的に影響を及ぼしている事業の見直しがスムーズに対応しきれず、結果、事業成果につながらないことが多々あったので、改善をお願いしたい。
- ・ 地方創生推進交付金等、支援措置は活用しやすいと感じているが、自治体もしくは民間で完全に自走していくハードルの高さを感じている。例えば、3カ年計画の実績が評価に足るが完全な自走化に至らず、事業計画が消滅もしくは縮小してしまう場合、数カ年の計画延長を認めていただき、地域・民間主導での自走に確実に繋げていけるよう支援していただきたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大や国際情勢の変化等の外部要因により、KPIの達成及び事業の自立化が困難な場合は、計画期間の延長、交付金を活用した後継事業の実施等の措置について柔軟に対応いただきたい。

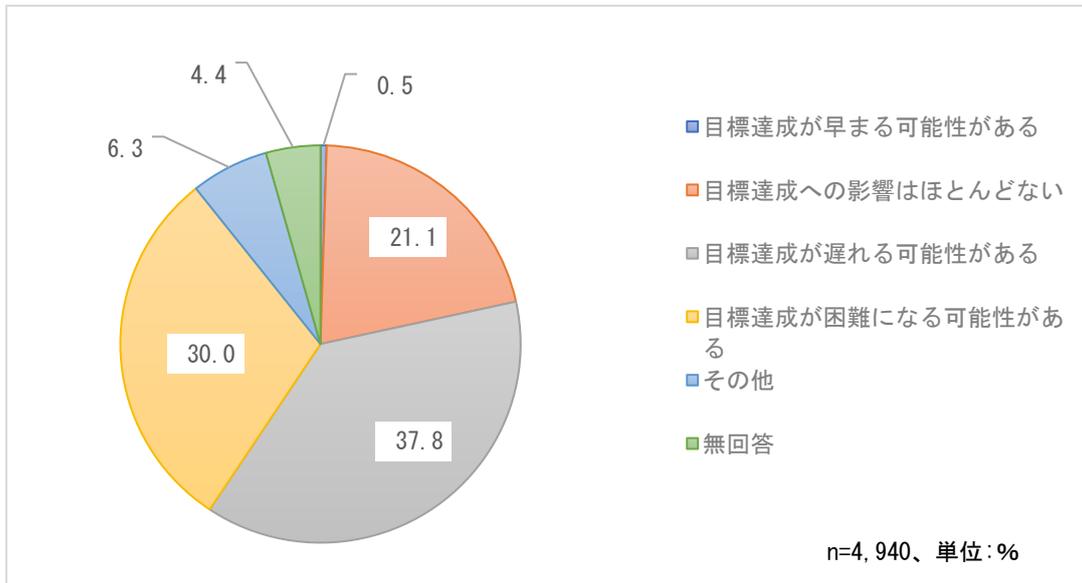
- ・ 変更申請の際、事業費の下方修正が認められなかった。予算の配分によっては事業の進捗状況に影響があるため、事業費の下方修正等（K P I の下方修正）についても認めていただきたい。
- ・ 申請のタイミングをより柔軟に選択できるように回数を増やすか随時申請可能にしてほしい。
- ・ 当該地域再生計画はコロナ禍以前の社会情勢に基づき作成したものであり、コロナ禍においての実施段階では想定より人の流れが起こりにくく、事業に対しての評価が難しいと感じている。
- ・ スタートアップ支援については社会情勢、技術の進歩、地域での盛り上がりの状況など様々な要因により必要な支援が変わってくるため、支援の方向性の変更等について柔軟にご対応いただければありがたい。

9. 新型コロナウイルス感染拡大の影響

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画への影響

新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画への影響について尋ねたところ、「目標達成が遅れる可能性がある」が37.8%で最も多く、「目標達成が困難になる可能性がある」が30.0%で、マイナスの影響を感じている計画が70%近くを示している。

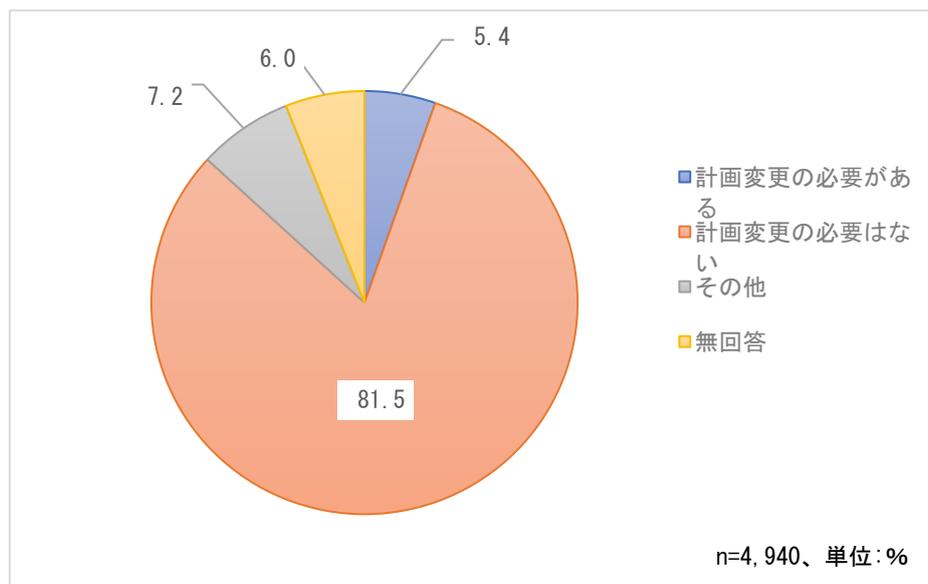
図表 40：新型コロナウイルス感染症拡大による地域再生計画への影響



(2) 新型コロナウイルス感染症拡大による「現時点での」計画変更の必要性

新型コロナウイルス感染症拡大による「現時点での」計画変更の必要性の有無について尋ねたところ、「計画変更の必要がある」は5.4%に留まり、「計画変更の必要はない」が81.5%を占めている。

図表 41：新型コロナウイルス感染症拡大による「現時点での」計画変更の必要性



10. 広域連携について

(1) 広域連携に至った経緯

広域連携を行っている計画について、広域連携に至った経緯を尋ねたところ、具体的には、下記のような記述があった。

<都道府県・他の市区町村からの呼び掛け>

- ・ 北海道から共同申請でのお声がけをいただき、広域連携での取り組みに至った。
- ・ 事業未着手の市町村が着手できるように県がリーダーシップを取りつつ、国のモデル事業によって計画策定前から先行して取り組んでいた市町村は地域に応じた取組を県と連携して行うことで、県全体の関係人口創出の機運を醸成していくため、共同申請に至った。
- ・ 県においてベースとなる事業の原案を作成し、事業の趣旨に賛同する市町村を募った。
- ・ 地域連携DMOの圏域内のスキー場が連携し、都市型スノーリゾート地域の構築を図るため共同申請に至った。
- ・ 「持続可能な観光地域づくり」の先進地である他の市から声掛けをいただき、共同申請に至った。
- ・ 航空路線を活用した交流人口の拡大に取り組んでいたことから、連携した事業を展開するため、本県から働きかけ、共同申請するに至った。
- ・ 県やつくば市が橋渡しし、県内中小企業に波及させ、生産の向上や新製品の開発などにつなげることで、地域産業を活性化させるため、共同申請を行った。
- ・ 県が発案し、県内全市町村が連携した。
- ・ 複数自治体にまたがる地域資源を核とした計画として、県が計画作成を発案。

<互いの地域資源の連携により相乗効果を図る>

- ・ 観光施策は行政区単位では限界があり、その垣根を外した取組を進めることで両町に相乗効果が図られるため、広域連携での計画作成を行った。
- ・ 類似の政策目標を掲げ、取り組んできていたが、限られた資源の中で、より効率的に事業に取り組むため、行政の枠を超えた連携による多面的な取り組みの必要性が高まった。
- ・ 共通する地域資源を活用した相乗効果を狙って連携に至った。
- ・ 各地域の生産条件に合わせた生育・収量予測などにも取り組みながら、モデル事業を創出することとした。
- ・ 隣接する3市町村の強みを活かすことで事業の効果が生まれると考えたため。
- ・ 同一地域内に集積する各産地の共通課題解決のため、県および産地所在の市町が共同申請した。
- ・ 行政規模が小さく、小規模の製造事業者が大半を占める当該地域においては、産業振興や人材確保に向けた取り組みを面的に展開することにより、産業集積地全体の利益につながると考えられるため。
- ・ 近接している2つの自治体の共通課題として、働く場の不足というものがあったため、連携して取り組むことになった。

<その他>

- ・ 大学教授からの提案を受け、国立大学の研究室が開発した共通のICTシステムを利用することにより、初年度からスケールメリットによるコストの抑制につながることから、連携に至った。

- ・ 企業の活動範囲は市町村単位ではないため、周辺自治体と広域連携を結んで実施する必要があったから。
- ・ 両市の地元経済界からの要請を受けたことをきっかけとして、両市の特徴であるものづくり人材と地理的条件の地域特性を生かし、連携して産業圏を構築することを目的として共同申請に至った。

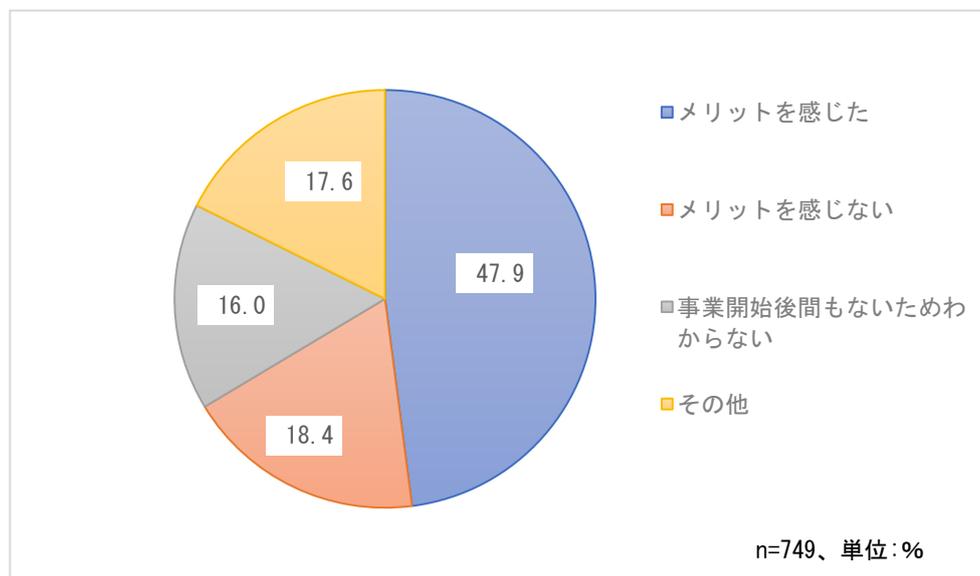
(2) 広域連携事業を行うことによるメリット

広域連携を行っている計画について、そのメリットを尋ねたところ、「メリットを感じた」が47.9%と半数近くを占め、「メリットを感じない」は18.4%であった。

「その他」としては、次のような記述があった。

- ・ より住民に近い市町村において移住支援の取り組みを行える。
- ・ 事業の内容、効果等について情報連携を図ることができた。

図表 42：域連携事業を行うことによるメリット



(3) 広域連携事業を行うことによるメリットの内容

広域連携のメリットの具体的な内容としては、以下のようなものがあった。

<事業効果>

- ・ 地域間連携による事業効果が高まる。
- ・ 単独の自治体で事業を実施するより規模の大きい事業が実施できるため、高い経済波及効果が生まれやすい。
- ・ 事業規模を大きくし、スケールメリットを活かした事業が展開できる。
- ・ 全県的な取組に発展した。
- ・ 自治体の枠に囚われない広域の資源の活用により、エリア全体としてのブランド力が向上した。
- ・ 地域の資源を補い合うことにより、単独ではとりこぼしていたような、ニーズを拾い上げることができ、マーケットを共有できる。

<情報面>

- ・ 情報発信窓口の統一により、情報発信力が強化されるとともに、利用者の利便性が向上した。
- ・ 他地域の情報やアドバイスなど情報を得ることができる。
- ・ 財政規模が小さい自治体では採用が難しいことでも、連携することによりコストをシェアすることが可能となった。

<事務・経費負担の軽減等>

- ・ 広報活動など、事務負担や経費負担の軽減につながっている。
- ・ 移住支援金の申請状況に応じて、柔軟な予算の運用ができた。
- ・ 中枢団体の政策立案能力の恩恵や広域でのイベント実施により財政負担の軽減など

<その他>

- ・ 地域の再生へ向け一体感が醸成できた。
- ・ 町道と林道を一体的に整備することができた。
- ・ より綿密な効果検証を実施でき、フォローアップ等に生かすことができる。また、自走に繋がりがやすいと感じた。

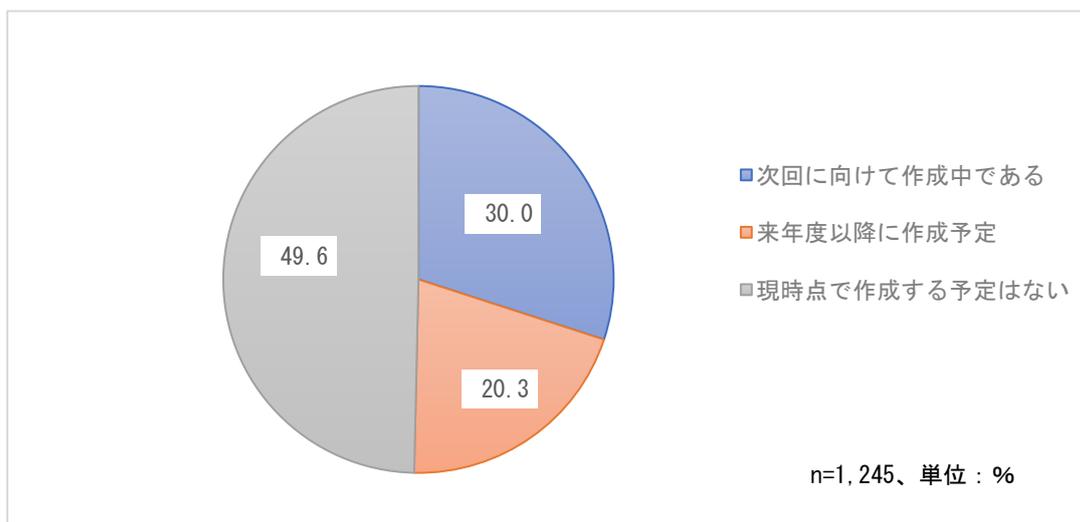
IV. 認定団体に関する調査

1. 地域再生推進法人について

(1) 地域再生計画作成予定

地域再生計画作成予定の有無を尋ねたところ、「次回に向けて作成中である」は30.0%、「来年度以降に作成予定」が20.3%となっており、「現時点で作成する予定はない」が49.6%となっている。

図表 43：地域再生計画作成予定の有無



(2) 今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置

認定団体に対し、今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置について尋ねたところ、「地方創生推進交付金」の活用が73.5%と最も多く、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例」が41.1%、「地方創生拠点整備交付金」が38.3%続いている。

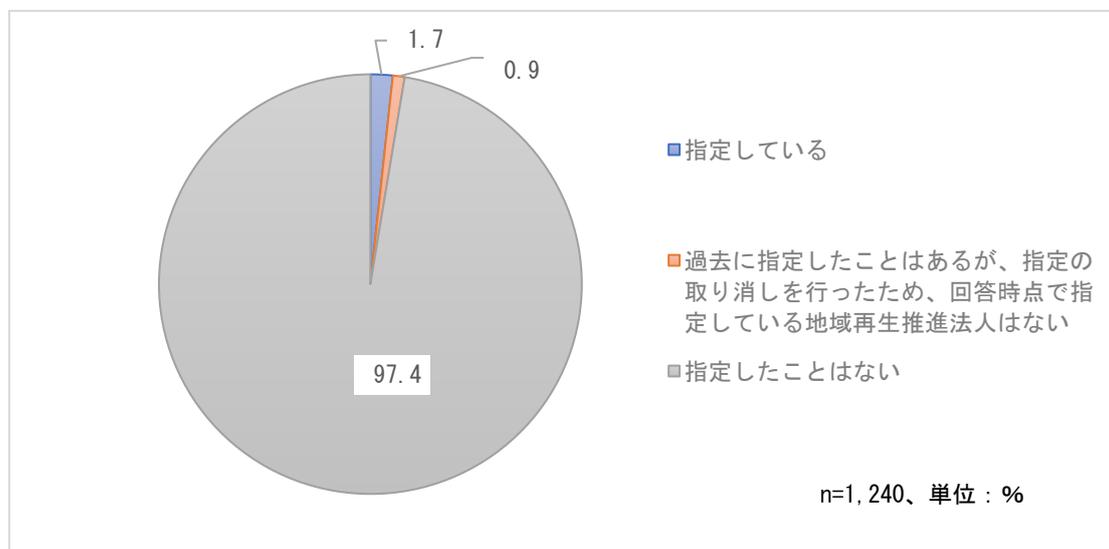
図表 44：今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置

活用を検討している支援措置の名称	件数	構成比 (%)
地方創生推進交付金	658	73.5
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	368	41.1
地方創生拠点整備交付金	343	38.3
地方創生道整備推進交付金	67	7.5
地域公共交通確保維持改善事業	26	2.9
過疎地域持続的発展支援交付金	25	2.8
地方創生汚水処理施設整備推進交付金	19	2.1
補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	15	1.7
農山漁村振興交付金（うち地域活性化対策、都市農業機能発揮対策、農泊推進対策、農福連携対策、山村活性化対策）	13	1.5
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	13	1.5
地方創生港整備推進交付金	11	1.2
地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	10	1.1
農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）	8	0.9
農山漁村振興交付金	8	0.9
再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業	8	0.9
構造改革特別区域計画の認定の手続の特例	5	0.6
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	5	0.6
食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の支援体制整備、6次産業化の推進支援）	5	0.6
農林水産関係補助対象施設の有効活用	4	0.4
補助対象施設の有効活用	4	0.4
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	4	0.4
勤労青少年ホームの施設処分	3	0.3
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	3	0.3
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	3	0.3
公立社会教育施設の有効活用	2	0.2
社会体育施設の有効活用	2	0.2
保健衛生施設等の有効活用	2	0.2
地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	2	0.2
地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例	2	0.2
公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	2	0.2
自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	2	0.2
地域再生支援利子補給金	2	0.2
中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例	2	0.2
防衛省関係補助対象財産の有効活用	2	0.2
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	2	0.2
地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	2	0.2
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	2	0.2
地域雇用活性化推進事業	2	0.2
経営体育成総合支援事業	2	0.2
イノベーション創出強化研究推進事業	2	0.2
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	2	0.2
下水道補助対象財産の有効利用	1	0.1
地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	1	0.1
外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業	1	0.1
地域若者サポートステーション事業	1	0.1
地域マイクログリッド構築支援事業	1	0.1
特定地域再生支援利子補給金	1	0.1

(3) 地域再生推進法人の指定状況

認定団体に対し、地域再生推進法人の指定状況について尋ねたところ、「指定している」団体は1.7%で、「指定していない」団体が97.4%となっている。

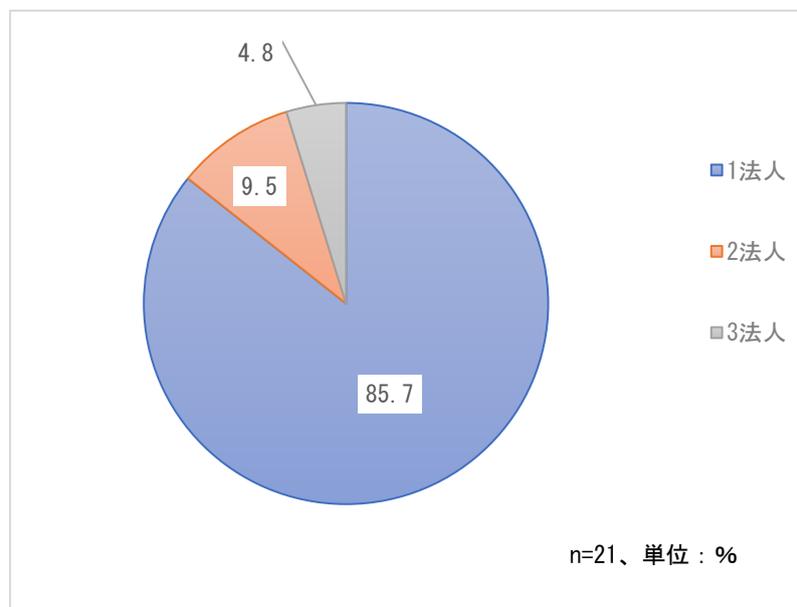
図表 45：地域再生推進法人の指定状況



(4) 指定地域再生推進法人数

地域再生推進法人をしている地方公共団体に、指定している法人数を尋ねたところ、「1法人」が85.7%、「2法人」が9.5%、「3法人」が4.8%となっている。

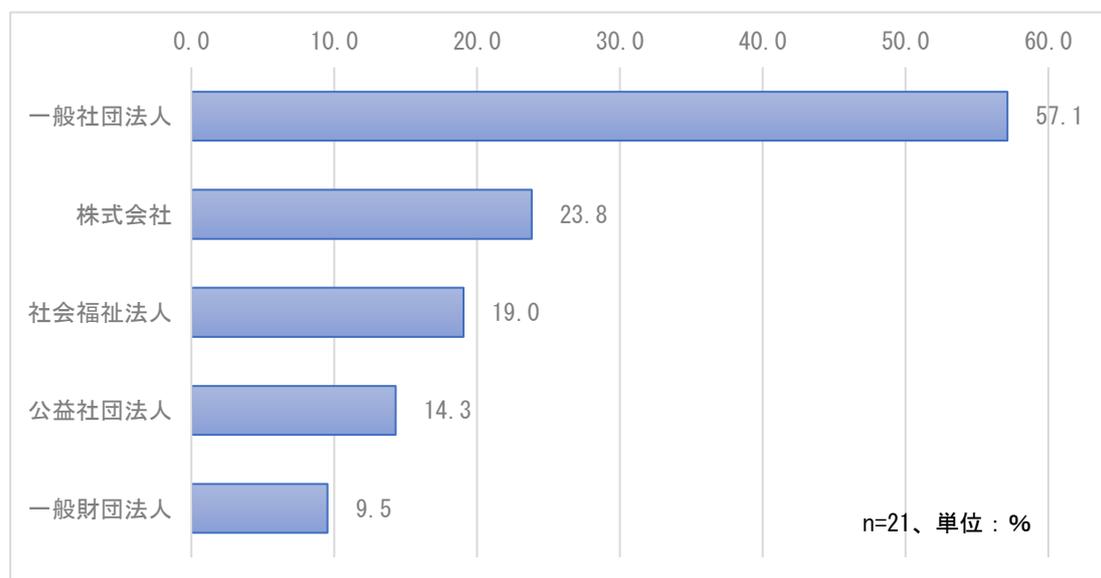
図表 46：指定している地域再生推進法人の数



(5) 地域再生推進法人の法人格

地域再生推進法人を設置している団体に対し、地域再生推進法人の法人格の種類について尋ねたところ、「一般社団法人」が57.1%と最も多く、「株式会社」が23.8%「社会福祉法人」が19.0%で続いている。

図表 47：地域再生推進法人の法人格

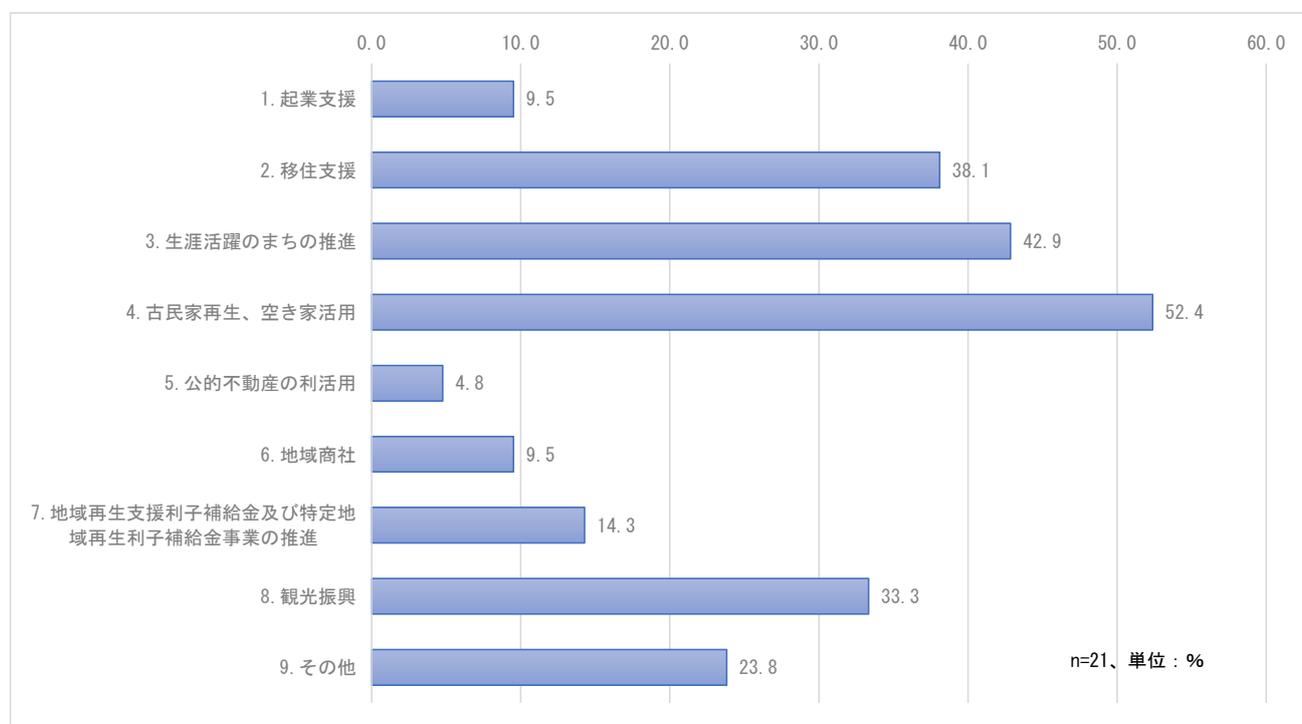


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(6) 地域再生推進法人の事業概要

地域再生推進法人を設置している団体に、地域再生推進法人の事業概要について尋ねたところ、「4. 古民家再生、空き家活用」が52.4%で最も多く、「3. 生涯活躍のまちの推進」が42.9%、「2. 移住支援」が38.1%、「8. 観光振興」が33.3%で続いている。

図表 48：地域再生推進法人の事業概要



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ 地域の産業の活性化
- ・ ふるさと納税支援業務
- ・ デジタル人材育成
- ・ まちづくりの振興と交流人口の拡大
- ・ 社会福祉サービス事業

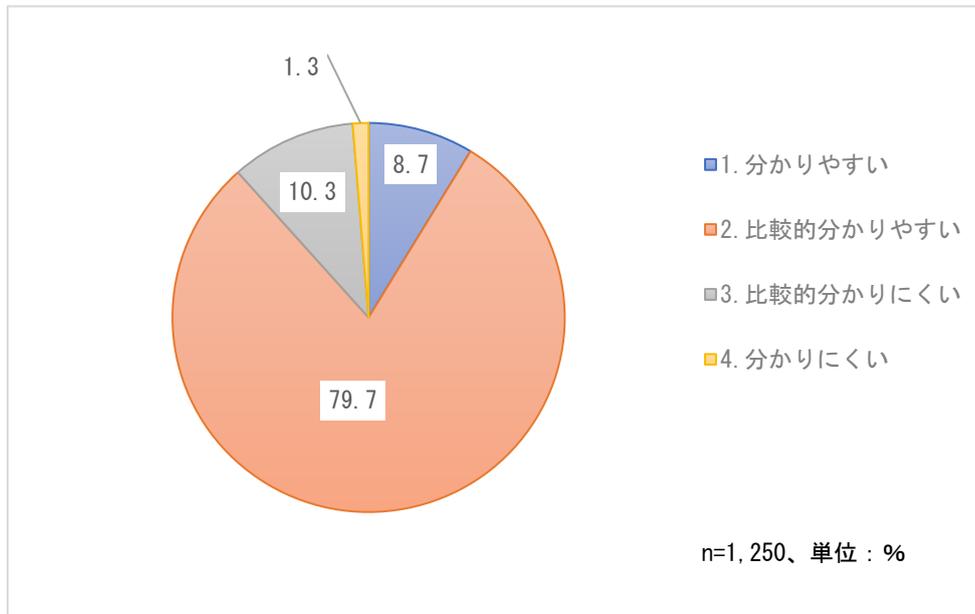
2. 地域再生計画申請マニュアルについて

(1) 地域再生計画認定申請マニュアルについて

① 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）のわかりやすさ

認定団体に対し、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）のわかりやすさについて尋ねたところ、「分かりやすい」が8.7%、「比較的分かりやすい」が79.7%となっており、概ね分かりやすいと感じられている。

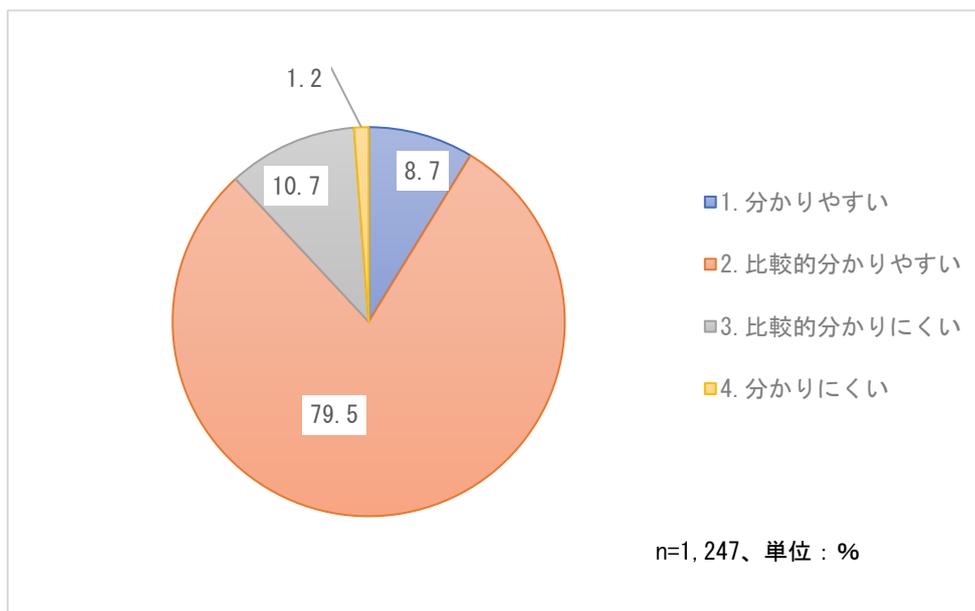
図表 49：地域再生計画認定申請マニュアル（総論）のわかりやすさ



② 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）のわかりやすさ

認定団体に対し、マニュアル（各論）のわかりやすさについて尋ねたところ、「分かりやすい」が8.7%、「比較的分かりやすい」が79.5%となっており、概ね分かりやすいと感じられている。

図表 50：地域再生計画認定申請マニュアル（各論）のわかりやすさ



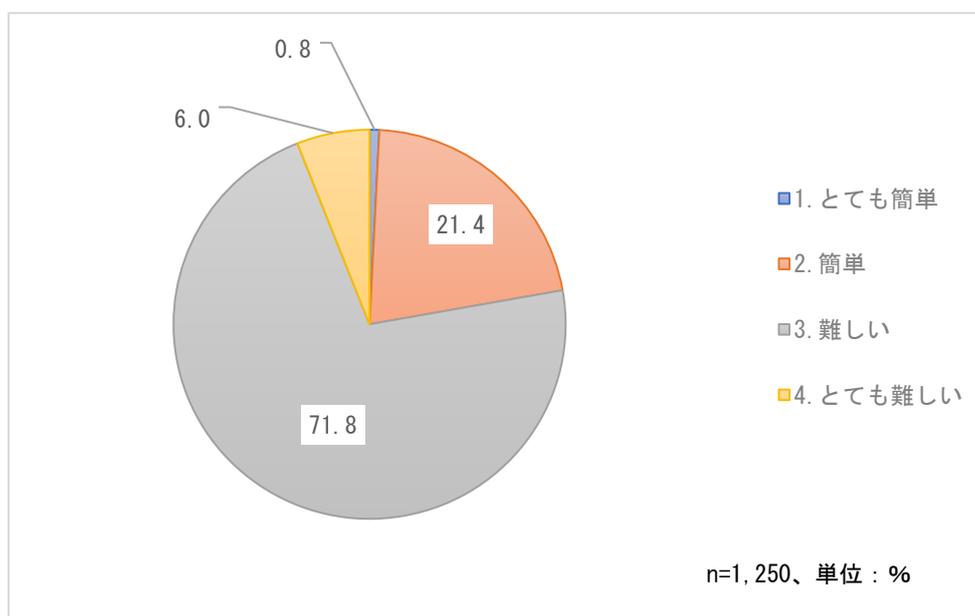
認定団体に対し、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）の分かりにくい点や要望について尋ねたところ、次のような記述があった。

- ・ Q&Aの充実や、担当者による直接の相談窓口、伴走支援を充実していただければありがたい。
- ・ 分量が多く、全て読み切ることが困難
- ・ 申請スケジュールや制度概要図等を記載いただきたい。
- ・ 記載例が不足している。

（２）地域再生計画作成の難易度

認定団体に対し、地域再生計画作成の難易度について尋ねたところ、「とても難しい」と「難しい」を合わせると77.8%となっており、難しく感じている団体が多くなっている。

図表 51：地域再生計画作成の難易度



（３）地域再生制度全般への意見・要望

認定団体に対し、地域再生制度全般への意見・要望について尋ねたところ、主な記述としては以下のような記述があった。

- ・ 地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金等を受けるために認定された地域再生計画の評価については、当該交付金の事業評価の調査をもって、地域再生計画の評価に代えることができないかご検討いただきたい。地方創生推進交付金については毎年9月ごろに効果検証のための調査が実施されているが、調査項目が本調査と重なる部分が非常に多いと感じる。
- ・ 都道府県単位での説明会等の開催があれば、理解度が深まると感じている。
- ・ 地方創生推進交付金や大括りの応援税制など、転記のみで済むものは作成しやすいが、それ以外であると当市でもノウハウがなく、マニュアルだけでは難しい部分もある。
- ・ 自治体も頻繁に人事異動があるとともに、担当が1名で地方創生に係る多種多様な施策を担当していることも多い。新しい担当者が毎年度0から多くの制度を勉強することは避けられないため、国・県・市の担当者が気軽に相談できる体制を日頃から構築し、時宜必要な手続きを円滑に進め

られるようにしておくことが必要と考える。

- ・ 地域再生制度自体の意見ではないが、リーサスを活用して計画策定や現状把握を行おうとした際、統計データが最新値でない場合が多く、結果的に資料として用いることができなかった。更新時期が早ければ、策定や進行管理に使いやすくなると思う。
- ・ 地域再生計画を作成するにあたり、気軽に相談できる体制や、計画へのアドバイスをいただける体制があれば助かる。
- ・ 目標の設定に当たっての留意事項が細かく設定しづらい。
- ・ 地域再生計画の大部分は実施計画の転記で済むこととなっており、簡略化されていると考えるが、手続き上、実施計画に一本化するなど、更なる簡略化を図れないか。
- ・ 地方創生推進交付金について広域連携で計画作成している場合、計画に全く修正がない団体まで再生計画の変更申請が必要であることが疑問。代表団体と修正のあった団体だけで足りるのではないか。